

第3次 丹波篠山市環境基本計画

美しい農村を未来へつなぐために
環境を「守る」、
まちづくりに「活かす」

丹波篠山市

令和8(2026)年3月

はじめに

昭和63年、丹波地域を「丹波の森」と位置づけ、人と自然と文化が調和した地域づくりを誓う「丹波の森宣言」が採択されました。また、丹波篠山市が誇る世界的な霊長類学者であり名誉市民でもある河合雅雄氏は、丹波篠山の豊かな自然の中で育ち、生涯にわたって自然との共生と生きとし生けるものへの優しさを伝え続けられました。丹波の森宣言と河合氏の思いは、本市の環境施策の礎となっています。

丹波篠山市では、豊かな自然環境が守られ、農家の皆さんのたゆまぬ努力と相まって、お米、黒大豆、山の芋など全国に誇れる農産物が着実に受け継がれています。令和3年には「丹波篠山の黒大豆栽培」が日本農業遺産に認定されました。また、自然と文化が調和した景観や地域の歴史的な魅力が、「日本遺産」「ユネスコ創造都市」への登録につながっています。

一方、地球温暖化による気候変動はさらに深刻さを増し、異常気象や自然災害の増加、生物多様性の損失など、環境問題は経済・社会の課題とも複雑に絡み合っています。本市においても2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「丹波篠山市気候非常事態宣言」を表明し、その実現に向けた取り組みを進めています。また、少子・高齢化による農業・農村の担い手不足など、地域を取り巻く状況は引き続き変化しており、環境課題への対応はますます重要な局面を迎えています。

こうした状況の中、この度、第3次丹波篠山市環境基本計画を策定しました。本計画は、「丹波の森宣言」が掲げる「人と自然と文化の調和」という原点と、河合氏が伝えてくださった自然との共生の精神を大切にしながら、本市の美しい農村景観や豊かな自然環境を次世代へ引き継ぐことを目指しています。環境を「守る」だけでなく、暮らしや地域づくりに「活かす」ことで、毎日の生活はより豊かになり、このまちへの誇りも自然と育まれていきます。そして、そのような環境との深い関わりが、さらに「守る」力を強めていくのです。

美しい農村を未来へつなぐために、市民・事業者・行政が心をひとつにして、ともに歩んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました丹波篠山市環境審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提案をお寄せくださいました皆様に心より厚く御礼申し上げます。

令和8年3月

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

目次

基本編	1
第1章 目指すまちの姿	2
第2章 計画策定の背景	12
1 今日の環境を取り巻く社会の状況	12
2 第2次計画期間の振り返り	16
3 計画の改訂の趣旨	22
第3章 計画の枠組み	23
1 計画の位置づけ	23
2 計画の全体像	24
3 計画で取り扱う環境課題の範囲	25
4 計画の対象地域	26
5 計画の期間	26
第4章 計画の目標と取り組みの方向	27
1 計画の目標	27
2 環境施策の理念	27
3 環境施策を進めるときに大切にすること（基本方針）	28
4 重点分野と施策の方針	28
実践編	39
第5章 計画の推進体制と進捗管理	40
1 環境施策を進めるための方法	40
2 協働を基本とした実施体制	40
3 進捗管理の方法	41
第6章 目標達成のために取り組むこと	45
1 施策の位置づけ	45
2 重点分野別の施策	46
3 重点分野別の成果指標	57
4 リーディングプロジェクト	64

1 丹波篠山市の環境の現状 70

2 計画策定までの会議等開催経過 88

3 環境審議会委員名簿 89

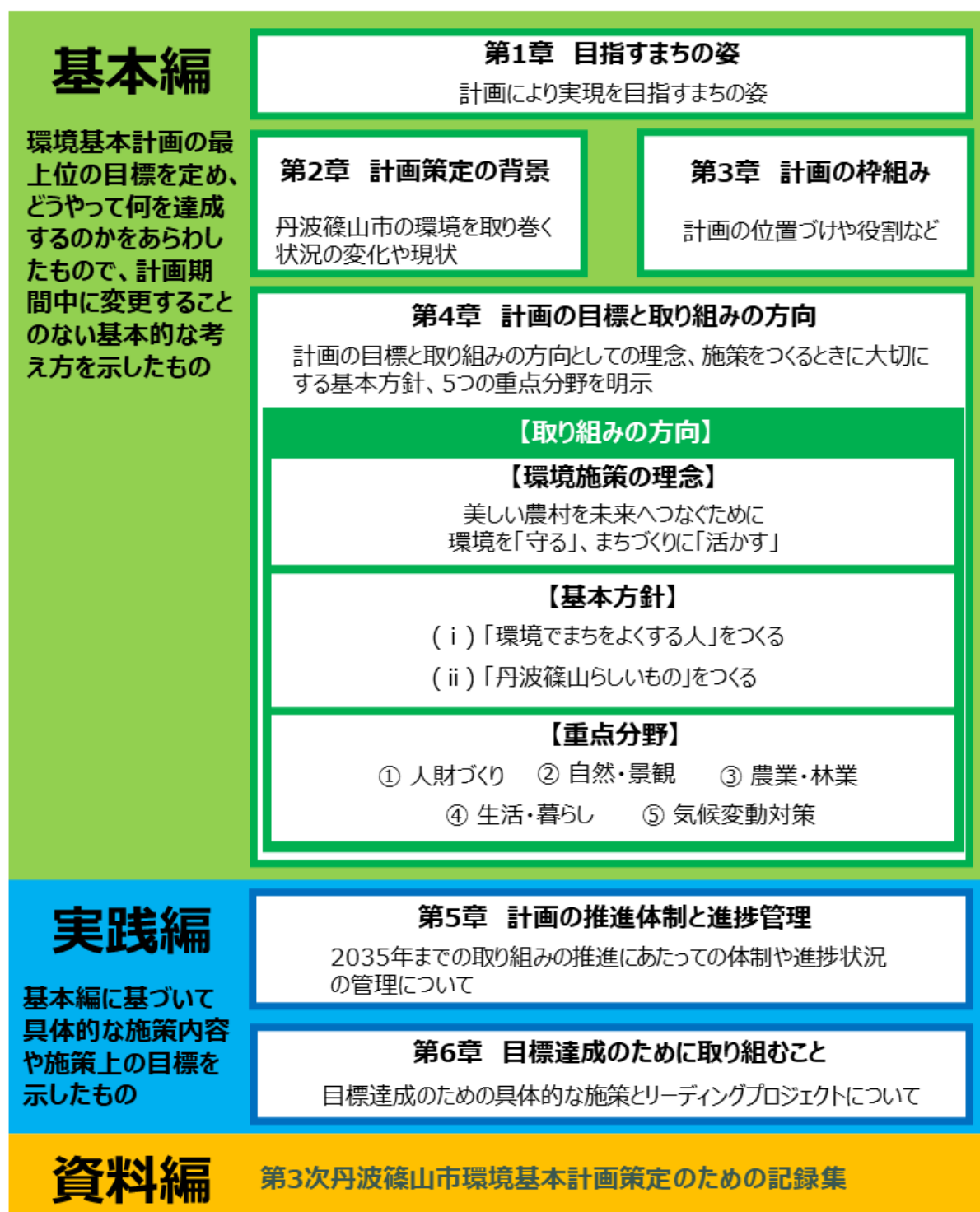
4 諮問 90

5 答申 91

6 第2次計画「重点分野別」の達成度評価 92

7 丹波篠山市環境基本条例 101

計画の全体構成



基本編

第1章 目指すまちの姿

第3次丹波篠山市環境基本計画を実践することで「どのようなまちにしたいのか」を、大人にも子どもにも、市民にも訪問者にも、将来の移住者にもわかりやすいよう「目指すまちの姿」として示します。「目指すまちの姿」は、みんなが「それ、いいね」と思えるよう、一つの目標には絞り込まず、丹波篠山市ならではの5つの重点分野別に設定します。

1) 人財づくり

- ・ 環境をよくする人があふれ、活躍しているまち
- ・ 人財が人財をうむ好循環のあるまち



川で魚とり。「やったことある」が、いつか「伝えてみよう」に変わるかも。

環境に関する学習や体験は、学校で子どもだけがやればいいわけではなく、誰もがどこでもできます。専門家でなくても、魚とりなら一度やればみんなが先生。環境をよくしたい人がもっとたくさん生まれるまちになりたい。



色々な人が一緒につくる、まちの未来と環境。



川でつながる、未来の生きもの博士たち。

2) 自然・景観

- ・ たくさんの生きものがある
自然の中で、
子どもがいっぱい遊んでいるまち
- ・ 四季のうつろいと自然の恵みを
感じるまち



田んぼをのぞいてみよう。そこには小さな命の世界。

丹波篠山市には豊かな自然が多く残っています。川や水路では魚とりができ、森には美味しい木の实もあります。そこで安心して遊ぶ子どもと、自然には危なさもあるからこそ安全に遊べるすべを教える大人もいるまちになりたい。



地域の恵みが教えてくれる、生きる力とやさしさ。



森の中は宝箱。色んなものが見つかるよ。

3) 農業・林業

- ・ 農林業にたくさんの方がかわり、ささえているまち
- ・ 「環境は農業・林業にうまく活かせる」と思う人が活躍しているまち



いのち輝く田んぼから、未来への一粒。

日常生活や仕事の場面では環境を守ることがしばしば“厄介なこと”になってしまうこともあります。でも、同時に困りごとはビジネスチャンスでもあります。うまく活用しながら、環境も経済もよくなることを思いつく柔軟さがある、もっと楽しいまちになりたい。



農業を通じて、色んな人がつながるまちへ。



切って、活かして、育てる里山。

4) 生活・暮らし

- ・「まちがきれいになって、暮らしやすくなったね」とみんなが実感するまち
- ・省エネ行動を我慢せず、お得にカッコよく実践するまち



豊かな自然と調和する暮らしのために。みんなの環境美化活動。

混ぜればごみ、分ければ資源をスローガンに、賢く、楽しめる日常のエコ活動が実践されているまち。それだけに留まらず、暮らす人、訪れる人が「きれいなまちだね」と思えるまちになりたい。



資源ごみの拠点回収。そのひと手間が、未来の大きなかたちに。



リサイクルプラザ。リユースでつなぐ、やさしいまちづくり。

5) 気候変動対策

- ・地球にもお財布にもやさしくCO₂を減らすまち
- ・資源を大切に使う自然にやさしいエネルギーのまち



暮らしとつながるバス。公共交通を使うことが環境を守る第一歩に。

地球環境への責任として二酸化炭素（CO₂）を減らしながら、「我慢の省エネ」から薪ストーブや電気自動車といった「お得&おしゃれな省エネ」に転換していきたい。太陽光などの再生可能エネルギー資源を大切に使い、気候変動にもちゃんと対策できている賢いまちになりたい。



避難所には太陽光発電と蓄電池。いざというときも安心。



おしゃれに、エコに。薪ストーブのある暮らし。

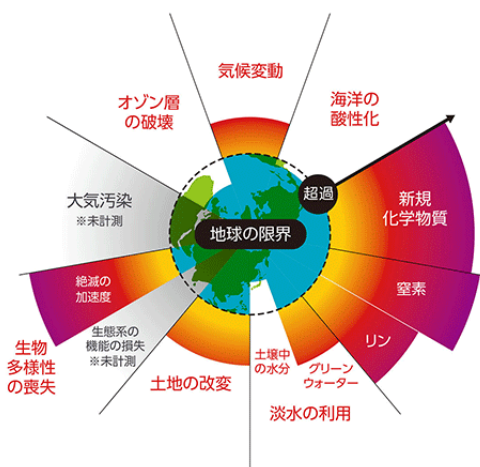
第2章 計画策定の背景

1 今日の環境を取り巻く社会の状況

第2次丹波篠山市環境基本計画は、令和2（2020）年度から令和7（2025）年度までの5年間の計画として策定されました。この間においても地球規模での環境課題はかつてないほど深刻さを増し、私たちの暮らしや経済活動に直接的な影響を及ぼすようになりました。異常気象の頻発、気温の記録的上昇、生物多様性の喪失、そしてエネルギー転換の必要性など、環境をめぐる課題は多岐にわたります。以下に、主要な環境テーマについて解説します。

1) 地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）

地球規模での人口増加や経済成長の中で、人間活動による地球環境の悪化はますます深刻になっています。人間活動による地球環境への影響を客観的に評価する方法の一例として、地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）という考え方があります。人類の活動が一定の範囲を超えるレベルに達してしまっただけでは取り返しがつかない「不可逆的かつ急激な環境変化」の危険性があるという考え方です。研究によれば、生物の絶滅の速度や気候変動など、いくつかの項目では、取り返しのつかないレベルにまでリスクが高まっていると分析されています。



資料：Stockholm Resilience Centre (2022) より環境省作成

図1 プラネタリー・バウンダリーの考え方で表現された地球の状況

2) 持続可能な開発目標（SDGs）

平成27（2015）年にニューヨーク・国連本部で開催されたサミットで「持続可能¹な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。これは2030年までに持続可能でより良い世界を実現するための国際社会共通の目標で、17項目の「持続可能な開発目標（SDGs）」のうち、エネルギーや水資源、気候変動など、少なくとも12項目が環境に関連しており、各国でSDGsの達成のための行動が求められています。ほかにも、貧困や保健、教育など幅広い課題が含まれており、環境課題は経済的・社会的な課題と統合して同時に解決していく必要があることが明記されています。そうした国際的な流れは、国や県の環境基本計画にも反映されています。

1：【持続可能】人間活動、特に文明の利器を用いた活動が、将来にわたって持続できるかどうかを表す概念。



資料：国連広報センター

図2 持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標のアイコン

表1 持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標

SDGsの目標	
目標1.	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標2.	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標3.	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標4.	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
目標5.	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う
目標6.	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標7.	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標8.	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
目標9.	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標10.	各国内及び各国間の不平等を是正する
目標11.	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標12.	持続可能な生産消費形態を確保する
目標13.	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標14.	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標15.	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標16.	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標17.	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化化する

3) パリ協定と脱炭素社会

平成27（2015）年に開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、各国が協調して温室効果ガス²の削減に取り組む国際的な枠組「パリ協定」が採択されました。パリ協定は法的拘束力を持つ枠組で、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分低く保つことを目標として、各国に「緩和策」（温室効果ガス排出量の削減等）と「適応策」（気候変動による悪影響への対処）の取り組みを求めています。

またパリ協定の目標を達成するために、世界は「脱炭素社会」への移行を進めています。脱炭素社会とは、化石燃料に依存せず、温室効果ガスの排出を実質ゼロにする社会のことです。再生可能エネルギー³の導入、水素やアンモニアなどの次世代エネルギーの活用、電気自動車の普及、建築物の省エネ化などがその柱となっています。

日本もこのパリ協定を受けて、2050年カーボンニュートラル（温室効果ガスの排出を実質ゼロ）を目指すことを宣言し、さまざまな政策を展開しています。令和3（2021）年には「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定され、令和12（2030）年度までに温室効果ガスを平成25（2013）年度比で46%削減するという中間目標も掲げられました。また令和7（2025）年には「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、温室効果ガスを2035年度、2040年度において、平成25（2013）年度比でそれぞれ60%、73%削減を目指す方針が示されました。

4) ネイチャーポジティブ

令和4（2022）年の「生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）」での「昆明・モンリオール生物多様性枠組」において、「ネイチャーポジティブ」が国際的な目標として打ち出されました。「ネイチャーポジティブ」とは、生物多様性の損失を止め、自然を回復軌道に乗せることを目指す考え方です。

日本においても、令和7（2025）年4月に「生物多様性増進活動促進法」が施行され、企業や自治体、NPOなどが行う生物多様性保全・回復の取り組みを「生物多様性増進活動」として認定し、支援する制度が始まっています。これにより、自然共生サイト⁴の拡大や、企業の自然資本⁵の可視化といった活動が加速しています。

2：【温室効果ガス】二酸化炭素（CO₂）、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなど、海や陸などの地球の表面から地球の外に向かう熱を大気に蓄積し、再び地球の表面に戻す性質のある気体のこと。

3：【再生可能エネルギー】太陽光や風力、地熱など自然界に存在して、尽きることなく繰り返し使うことができ、温室効果ガスを排出しないエネルギーのこと。

4：【自然共生サイト】環境省が認定する、生物多様性の保全・回復・創出に実質的に貢献している区域。

5：【自然資本】森林、土壌、水、大気、生物多様性など、人間の生活や経済活動を支える自然の要素を「資本」として捉える考え方。これらを経済価値として評価・可視化することで、企業や政府が自然環境への依存や影響を把握し、持続可能な意思決定に活かすことができる。

5) クリーンエネルギー

クリーンエネルギーとは、温室効果ガスや有害物質の排出を抑え、環境への負荷が少ないエネルギーのことを指します。代表的なものには、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス⁶といった再生可能エネルギーがあり、いずれも自然界に存在するエネルギー源を持続的に利用できるという特徴があります。これらは石炭や石油などの化石燃料と異なり、燃焼時に二酸化炭素(CO₂)をほとんど排出しないため、地球温暖化対策の柱とされています。

近年、気候変動への対応が国際的な課題となる中で、クリーンエネルギーの導入は加速しています。特に、太陽光や風力は発電コストの低下と技術の進歩により、世界中で急速に普及しています。一方で、再生可能エネルギーは天候や季節等に左右されるという課題もあるため、エネルギーの安定供給を支える仕組みも重要です。

こうした中で注目されているのが、水素を利用する「水素エネルギー」です。水素は燃焼しても水しか出さず、CO₂を排出しないクリーンなエネルギーであると言えます。

6：【バイオマス】生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」のことを指す。一例としては、間伐材や食品廃棄物、家畜の排せつ物などがある。

【コラム1】国の環境施策の動向



国の第6次環境基本計画

令和6(2024)年5月に、国の「第6次環境基本計画」が閣議決定されました。

環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング/高い生活の質」が実現できる「循環共生型社会」を目指すべき社会の姿として、取り組みが進められています。国全体で持続可能な社会を構築するために、各地域が持続可能である必要があることから、各地域において「地域循環共生圏」の実装を進めるとされています。

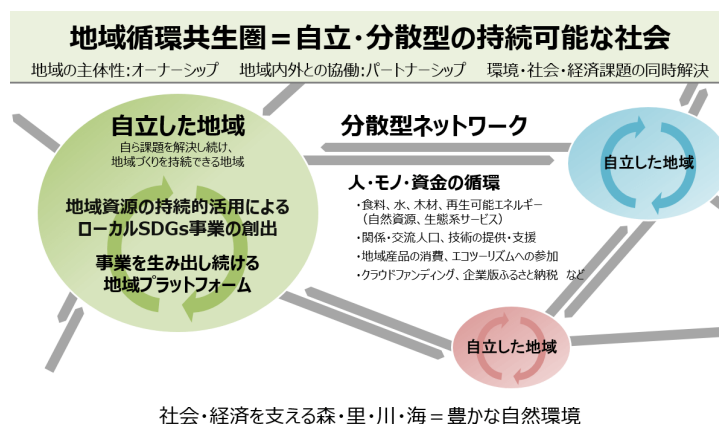


図3 地域循環共生圏のイメージ

出典：環境省ホームページ (<https://chiikijunkan.env.go.jp/>)

2 第2次計画期間の振り返り

1) 第2次計画の施策の実施状況

第2次丹波篠山市環境基本計画（計画期間：令和2(2020)年度～令和7(2025)年度）においては、丹波篠山市の環境施策の理念を「環境を『守る』、まちづくりに『活かす』」に設定し、この環境像を実現するため、5つの重点分野を定め、重点分野ごとに「目指すまちの姿」を示しています。その「目指すまちの姿」実現に向けて、次のような施策を進めてきました。

表2 第2次丹波篠山市環境基本計画「重点分野」

<p>1) 人財づくり分野</p>	<p>目指すまちの姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境をよくする人があふれ、活躍しているまち ・人財が人財をうむ好循環のあるまち
<p>1-1.協働プロジェクト創出のための場づくり 1-2.環境課題解決に向けた取り組みの支援</p>	<p>リーディングプロジェクト①</p>
<p>2) 自然・景観分野</p>	<p>目指すまちの姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たくさんの生きものがいる自然の中で、子どもがいっぱい遊んでいるまち ・四季のうつろいと自然の恵みを感じるまち
<p>2-1.地域の特色を活かした環境教育・環境学習の推進 2-2.市民・事業者等と連携した環境創造 2-3.自然・景観の魅力発信と観光の推進 2-4.多様な主体による生きものの生息状況調査の推進 2-5.生物多様性の保全 2-6.外来生物対策の推進 2-7.生きものの生息に配慮した環境整備</p>	<p>リーディングプロジェクト②</p>
<p>3) 農業・林業分野</p>	<p>目指すまちの姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林業にたくさんの人がかかわり、ささえているまち ・「環境は農業・林業にうまく活かせる」と思う人が活躍しているまち
<p>3-1.農林業の担い手づくり 3-2.遊休農地の活用促進 3-3.未利用バイオマスの利活用の促進 3-4.森の恵みの有効活用 3-5.鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進 3-6.環境に配慮した農業の推進 3-7.里地・里山や人工林等の適切な管理 3-8.野生鳥獣の適切な保護・管理</p>	

4) 生活・暮らし分野	目指すまちの姿 ・「まちがきれいになって、暮らしやすくなったね」とみんなが実感するまち ・省エネ行動を我慢せず、お得にカッコよく実践するまち
4-1.循環型社会の担い手づくり 4-2.きれいで暮らしやすいまちづくりの推進 4-3.質の高いリサイクル（再生利用）の推進 4-4.ごみの減量化 リーディングプロジェクト③	
5) 気候変動対策分野	目指すまちの姿 ・地球にもお財布にもやさしく CO ₂ を減らすまち ・資源を大切に使う自然にやさしいエネルギーのまち
5-1.低炭素社会実現に向けた人財づくり 5-2. CO ₂ 排出量の少ないライフスタイルへの転換 リーディングプロジェクト④ 5-3.再生可能エネルギーの導入拡大 5-4.未利用木質系バイオマスの利活用の促進 5-5. CO ₂ 吸収源としての森林の機能強化	

2) 第2次計画の達成度

第2次丹波篠山市環境基本計画では、理想とする環境像の実現のため、5つの重点分野を定めて取り組みを進めてきました。各分野に設定された成果指標ごとに期間中の達成度を3段階（◎：概ね達成、○：一部達成、△：未達成）で評価すると次のようになります。

各分野の成果指標の詳細は資料編 92 ページから 100 ページに掲載

表3 第2次丹波篠山市環境基本計画「重点分野別」の達成度評価

内容		評価
1) 人財づくり分野		
1-1	生きものが好きな子どもの割合	◎
1-2	自然の中で遊んだことのある子どもの割合	◎
1-3	環境保全活動を実施する市民プラザ登録団体数	○
環境審議会での意見 ≪良かったこと≫ ・トライ＆エラーの取り組みで、市をまたいで関係が構築できた。 ・環境ビジョンの先進地域となっている。 ・子どもたちの環境への理解・活動が増えたように感じる。 ・学校を含め、生きものへの配慮ある活動や農業をよく見聞きする。		

- ・活躍している人はいる。
- ・生きものにくわしい小学生が各クラスに1人はいる。

《あまり良くなかったこと》

- ・市内に大学生があまり住んでいない。
- ・人財が人財を生むというシナリオどおりに進んでいない。
- ・人口が減っている。
- ・子どもたちへの教育は素晴らしいが、大人が学んだりできる機会がもっとあってもよいのではないか。

2) 自然・景観分野

2-1	環境保全活動の実施主体数	◎
2-2	ふるさとの川再生事業の実施箇所数	◎
2-3	広葉樹林化面積	○

環境審議会での意見

《良かったこと》

- ・カエル調査を行った自治体は初めてではないか。
- ・車を走らせて篠山に入ると景観が美しいと思う。
- ・ホテルが市内でたくさん見られる。
- ・農業をしているので、収穫の時に四季をよく感じる。
- ・環境を学ぶためのソフトアイデアは充実している。
- ・国内外で知名度がアップしている。
- ・篠山川に「サギ」が定着している。
- ・市中心部や河原町の無電柱化が景観を良くしている。
- ・無電柱化により、まち並みがきれいになった。

《あまり良くなかったこと》

- ・普段あまり自然の中で遊んでいる子どもを見かけない。
- ・生物多様性はやや減少しているように感じる。
- ・自主的に遊ぶ子どもは増えていない。
- ・自然の中で子どもが遊ぶ姿を見ない。
- ・集落内で子どもが少なくなっている。朝夕の通学時に見かけるくらいである。
- ・枯れた竹林があちこち見られる。
- ・「サギ」のフン害により汚染されている。
- ・空き家が目立つようになった。
- ・無電柱化により交通量が増加した。

3) 農業・林業分野

3-1	多面的機能支払交付金事業に取り組む集落数	◎
3-2	化学肥料・農薬の低減技術を導入した水稻栽培面積	○

3-3	森林整備面積（間伐）	○
3-4	里山スクール修了者数	◎

環境審議会での意見

《良かったこと》

- ・少しずつ活動団体が増えてきた。
- ・補助メニューが増えている。
- ・農業分野での研修や勉強会などがとても充実していて、有識者が多い。
- ・多くの若者が就農されている。
- ・めぐみ米やオーガニックビレッジ宣言のように減農薬、有機農業に取り組む姿勢はよい。
- ・旬の食べ物がたくさんある。

《あまり良くなかったこと》

- ・農家の人口が減少している。
- ・保全管理（農地）面積が増加している。
- ・まだ活動団体が少なく、横の連携もあまりできていない。情報共有ができればよい。
- ・担い手不足はますます深刻化している。
- ・放棄水田、獣害、草刈りの人手不足など少しずつ悪い方に進んでいる。
- ・獣害が深刻化している。

4) 生活・暮らし分野

4-1	家庭系ごみ	年間総量	△
4-2	発生量 ※	一人一日あたり	△
4-3	プラスチックごみ（プラ容器包装・ペットボトル）の資源化率		○
4-4	水洗化率		◎

※PTA 等による集団回収によるものは除く。

環境審議会での意見

《良かったこと》

- ・ゴミステーションを見ていて、「プラゴミ」を分別される人の割合が増えた。
- ・雑紙の回収が増えている。
- ・新しい仕組みづくりにチャレンジしている人が出てきた。
- ・再生利用への取り組みを意識する人が増えたと感じる。
- ・紙ゴミ回収を積極的に行ったことで、家庭から出すゴミが減少した。
- ・分別回収リサイクルが市で決められたとおり実行されている。
- ・野焼きなど従来の「慣習」に変化が見えてきている。

《あまり良くなかったこと》

- ・ごみ処理場の埋め立てが満杯になってきているため、次の方策を考える必要がある。
- ・お得にカッコよく実践できている実感はあまりない。

5) 気候変動対策分野

5-1	市内の太陽光発電設置件数（50kW 未満）	◎
5-2	市役所関連施設の温室効果ガス排出量	◎
5-3	電気自動車の導入台数	◎
5-4	薪ストーブ・ペレットストーブの導入台数	◎

環境審議会での意見

《良かったこと》

- ・薪ストーブなどバイオマスエネルギー導入が進んだ。
- ・EV を街中で多く見かけるようになった。

《あまり良くなかったこと》

- ・数値を見ると改善されていると思うが、もっと日常的に市民が実感できる、目に見える仕組みがあると良い。
- ・新規出店する大型店の屋上にソーラーパネルの設置を要望したが却下された。個人住宅より大型店こそ導入すべきではないか。

【コラム2】生物多様性とは？



生物多様性とは、地球上のさまざまな生きものの「いろいろな違い」や「豊かさ」のことです。地球上に3000万種いるとされる生きものには、一つ一つに個性があり、全て直接、間接的に支え合って生きています。

例えば、同じ森の中には鳥や昆虫、植物、キノコなどいろいろな生きものがいて、それぞれが関わり合って生きています。このつながりがあることで、自然はうまくバランスを保ち、人間もきれいな水や空気、食べ物などを得ることができます。しかし、環境破壊や乱獲などによって生物多様性が失われつつあります。これを守ることは、私たちの未来を守ることにもつながるのです。

丹波篠山市では平成25年に市の今後の生物多様性の保全に関する方針を示した「生物多様性ささやま戦略」を策定しました。

この戦略では、「未来につなごう『丹波篠山の美しい自然と生きもの』」を基本目標に、丹波篠山市出身で霊長類学の世界的権威である河合 雅雄さんが過ごしたかつての美しい自然と生きものを復活させることを目的としています。



3) 「ワクワク環境みらい都市宣言」と環境市民行動「丹波篠山SDGs」


丹波篠山の環境を未来に引き継いでいくための心がけやまちづくりの方針などを「ワクワク環境みらい都市宣言」として表明しました。

環境市民行動「丹波篠山SDGs」はその「ワクワク環境みらい都市宣言」を実現するために、一人一人がどんなことをすればよいかを例示したもので、市民提案により作られました。

丹波篠山市

ワクワク環境みらい都市宣言

令和5年1月18日
告示第4号



たんばとよやまし

丹波篠山市

丹波篠山市は、先人の努力により大切に守られ引き継がれてきた魅力的な環境を未来に引き継いでいくため、

- 1 市民一人ひとりが環境問題について学び、環境をよくする意識を向上させるとともに、すべての人が持続可能な暮らしを営み、自らが積極的に行動するまちづくりに努めます。
- 1 人間の活動を原因とする温暖化により地球環境が危機的な状況にあることを市民一人ひとりが自覚し、省エネや再生可能エネルギーの最大利用、資源循環など「脱炭素社会」の実現に向けて積極的に取り組み、かけがえない地球を未来につなぐよう努めます。
- 1 ふるさとの森、川、水路づくりなど、身近な農村の自然環境の保全・再生とともに、メダカやホタルをはじめ四季折々の生きものをいっしょに、人と自然が共生するまちづくりに努めます。
- 1 農都宣言のまちとして農業が自然環境に与える影響を認識し、化学肥料や農薬の使用量の低減、有機農業や豊かな生きものもたらす恵みの最大利用など、自然環境との調和に配慮した農業に努めます。
- 1 豊かな森や里山、清らかな水、澄んだ空気に抱かれた「源流のまち・丹波篠山」にふさわしい公害のない快適な生活環境を守り、良好な景観を創造するまちづくりに努めます。

を基本理念として、「ワクワク環境みらい都市」をここに宣言します。

保存版

環境市民行動

丹波篠山

SDGs

みんなでつこう！
丹波篠山の
環境アクションブック





①環境について自ら考える人になります。自ら考える人を育てます。



②自らの消費が環境に与える負荷を考えられる人になります。



③人と生きものが共生できる環境をつくります。



④安全・安心な農産物をつくり、みんなであじわいます。



⑤森・里・川・海 環境のつながりを考えられる人になります。

4) 新エネルギー・省エネルギー・創エネルギーに関する取り組み

地球温暖化による気候変動は、異常気象や自然災害の増加、農林業や生物多様性など、私たちの生活に深刻な影響を及ぼすと考えられます。丹波篠山市では、気候変動の危機的な状況を乗り越えるため、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ（ゼロカーボン）を目指すことを表明した「丹波篠山市気候非常事態宣言」の実現に向けて「丹波篠山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

太陽光やバイオマスなど再生可能エネルギーの活用を促進するとともに、照明・空調・給湯設備の高効率機器の導入、次世代自動車や省エネ性能に優れた住宅・建築物の導入促進を支援しています。

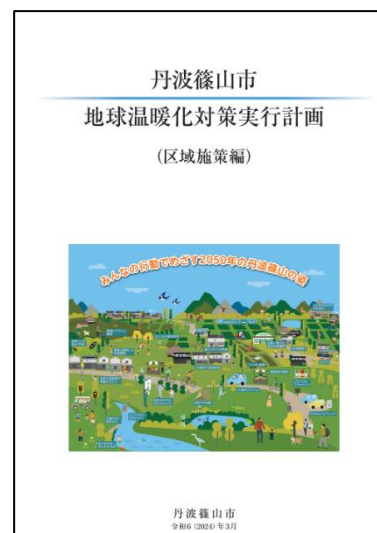


表4 丹波篠山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく重点的な取り組み

重点的な取り組み	取り組み内容
再生可能エネルギーの最大利用	<ul style="list-style-type: none"> 住宅・建築物等への再エネ・蓄エネ設備の導入促進 バイオマスの有効活用の推進
エネルギー消費の削減	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ設備の導入促進 次世代自動車の普及促進 省エネ家電の普及促進 省エネ性能に優れた住宅・建築物の導入促進

3 計画の改訂の趣旨

第3次丹波篠山市環境基本計画は、第2次丹波篠山市環境基本計画で掲げられた「環境を守る、まちづくりに活かす」という理念を継承し、さらに市民に身近なものとすることを目指します。第3次丹波篠山市環境基本計画では、これまで取り組んできた自然環境の再生、生態系の保全、環境に配慮した農業などの施策を着実に進めるとともに、新たな課題への対応を図ります。これらの施策を通じて、持続可能なまちづくりに向けた取り組みをさらに強化していくことが主な目的です。

第2次丹波篠山市環境基本計画策定後、社会や環境を取り巻く情勢には一定の変化が見られましたが、「地域資源をまちづくりに活かす」という方向性は依然として重要な柱となっています。そこで第3次丹波篠山市環境基本計画では、これまでの方向性を踏まえつつ、既存の内容を深化させ、環境によるまちづくりの推進をさらに加速します。

特に第3次丹波篠山市環境基本計画では、市民一人一人が環境課題に対する主役であるという視点を重視しています。市民の主体的な参加と行動が、地域の環境保全と持続可能なまちづくりを実現する鍵となるため、市民参加型の取り組みをより強力に推進していきます。

「未来に引き継ぎたいもの」を守りながら、地域資源を活かした施策を具体的かつ分かりやすい形で示し、市民とともに歩む計画を目指します。

第3章 計画の枠組み

1 計画の位置づけ

丹波篠山市における環境基本計画は、環境基本条例に基づいて策定されます。この条例にある「環境基本計画策定の目的」は「環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため」であり、丹波篠山市が行う具体的施策等を定めたものです。また、その施策は、人と自然と文化が調和した地域づくりを目指す「丹波の森宣言(丹波の森構想)」に基づいています。

さらに、環境基本計画の上位計画として丹波篠山市総合計画があります。この両者の関係は、丹波篠山市総合計画の中にある環境分野の計画が環境基本計画であり、丹波篠山市総合計画に掲げる他の様々な施策と連動・補完的に推進していきます。

また、丹波篠山市が策定する個別計画のうち環境に関する事項は環境基本計画を基本とし、施策や事業もこの計画との連携・整合を図りつつ進めていきます。

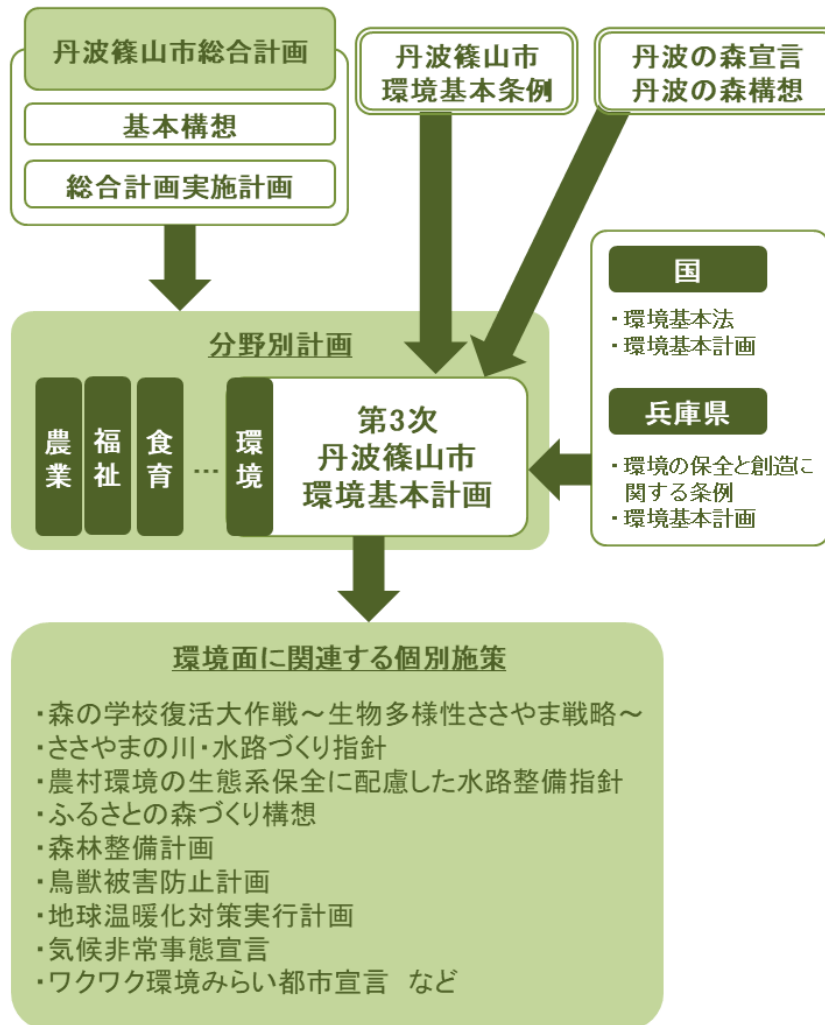


図4 丹波篠山市環境基本計画の位置づけ

2 計画の全体像

この計画は、基本編と実践編と資料編の3部で構成されます。

基本編は、環境基本計画の最上位の目標を定め、どうやって何を達成するのかをあらわしたもので、計画期間中に変更することのない基本的な考え方を示したものです。

実践編は、基本編に基づいて具体的な施策内容や施策上の目標を示したものです。その進捗状況や達成度については、毎年、確認しつつ、試行錯誤しながらより良いものに組み立てていきます。

資料編は、第3次丹波篠山市環境基本計画を策定するために環境審議会で議論をした経過や第2次丹波篠山市環境基本計画「重点分野」の実績評価などの資料を掲載した記録集です。

この計画に記載されている主な内容は以下のとおりです。内容の詳細については、各章をご覧ください。

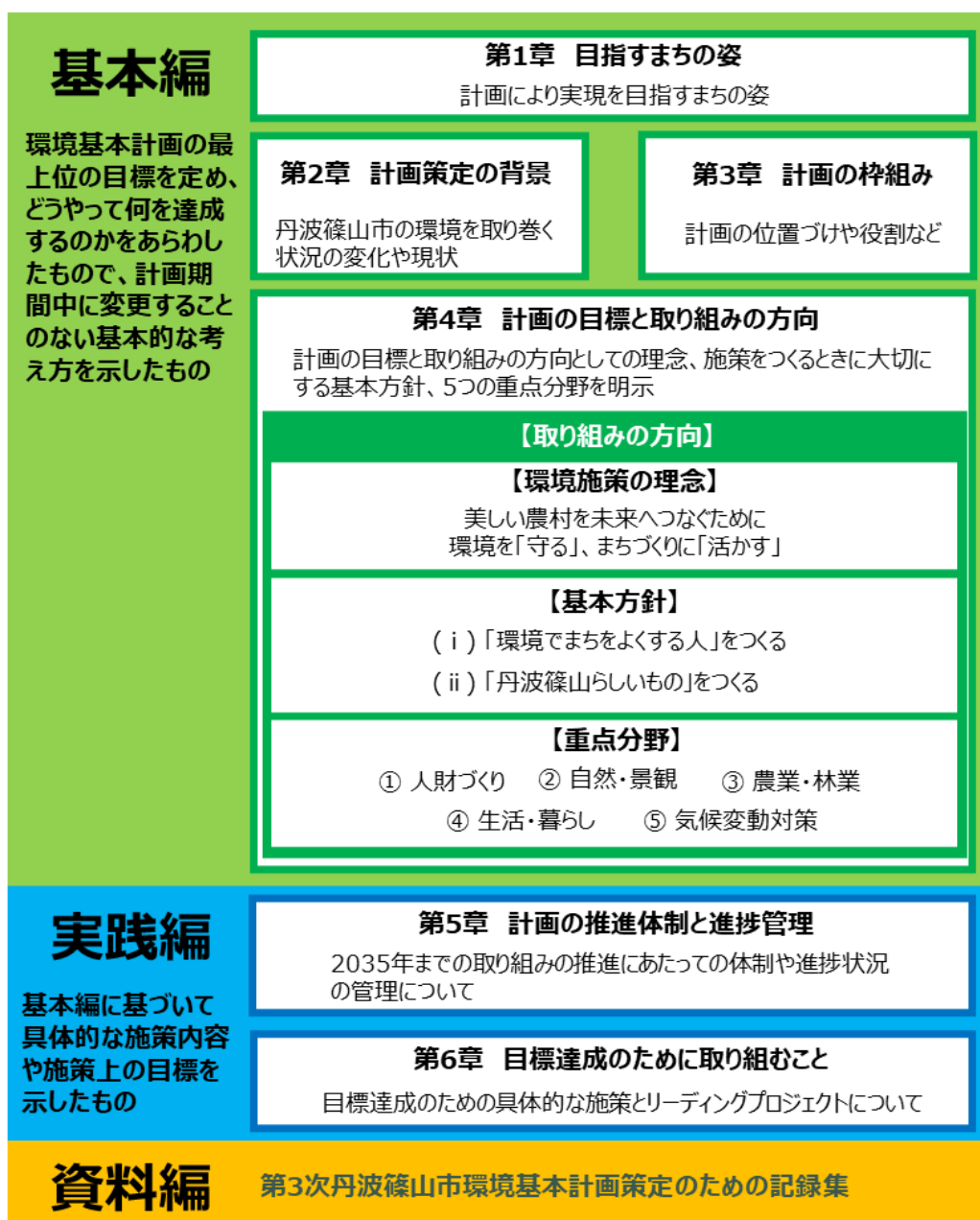


図5 第3次丹波篠山市環境基本計画の構成

3 計画で取り扱う環境課題の範囲

「環境」という言葉は、広い範囲を指し示しています。日々の暮らしにある「生活環境」、大きな視点では「地球環境」、個別の「水環境」や生きものの「生息環境」など、様々な規模や分野に広がり、一言では表現できません。また年を追うごとに、多様な環境課題が浮き彫りになっています。この計画では、そうした「環境」のうち国や県との役割分担を意識しながら、丹波篠山市により関係のある次の範囲を対象とします。

環境教育・環境学習

- 学校、地域、市民、事業者、NPO、行政機関など様々な主体による環境に関する学習や体験などの環境教育、環境学習の分野
- 環境について教育できる人財の育成に関わる分野

自然環境

- 山や森、川や水路、野生動植物などの自然環境の分野

農業環境

- 安全安心な食べ物の生産や環境に配慮した農業に関わる分野
- 鳥獣被害対策の分野

森づくり

- 特用林産物（キノコや山菜など）や林業に関わる分野
- 森に関わる人を増やす木育に関わる分野

生活環境

- 大気汚染、水質汚染、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭の典型7公害の分野
- 廃棄物や倫理的な消費行動（エシカル消費）、地産地消⁷、フードロス⁸など日常生活に関わる分野

新エネルギー・省エネルギー・創エネルギー

- 身近な取り組みからできる省エネルギーに関わる分野
- 再生可能エネルギーなど新エネルギーに関わる分野

気候変動

- 地球温暖化など地域での気候変動対策に関わる分野

7：【地産地消】地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。

8：【フードロス】売れ残りや食べ残り、期限切れ食品など、本来は食べることができたはずの食品が廃棄されること。食料ロスともいう。

4 計画の対象地域

この計画は、丹波篠山市全域を対象地域とします。ただし、周辺地域や地球環境への影響を十分視野に入れつつ、広域的な取り組みが必要な環境課題については、関係自治体や国・県との連携を図り、その役割を分担します。

5 計画の期間

地球温暖化対策、生物多様性戦略、国連の持続可能な開発目標（SDGs）などは、2030（令和12）年度を区切りとしています。また、第3次丹波篠山市総合計画の計画期間は、2021（令和3）年度～2030（令和12）年度となっています。

第3次丹波篠山市環境基本計画の期間は、丹波篠山市総合計画との整合性や国等の環境施策の動向を踏まえつつ、2035（令和17）年度までの10年とします。なお、第3次丹波篠山市環境基本計画の実践編は、毎年、施策の達成度や改善点について評価を行い、次年度以降に実施する施策に反映します。

計画名	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
丹波篠山市環境基本計画	第1次		第2次					第3次										
丹波篠山市総合計画	第2次		第3次					第4次					第5次					
	第2次(後期)		第3次(前期)			第3次(後期)			第4次(前期)			第4次(後期)		第5次(前期)		第5次(後期)		
環境基本計画(国)	第5次				第6次				第7次				第8次					
環境基本計画(県)	第5次				第6次				第7次				第8次					

図6 計画の期間

第4章 計画の目標と取り組みの方向

1 計画の目標

第3次丹波篠山市環境基本計画では、第1章で掲げる「目指すまちの姿」を目標として、その実現に向けて取り組み（環境施策）を進めていきます。

2 環境施策の理念

美しい農村を未来へつなぐために
環境を「守る」、まちづくりに「活かす」

理念とは、「こうありたい」というまちの理想を示す基本的な考え方であり、具体的な取り組みを進めるうえでの土台となるものです。

丹波篠山市では、第1次丹波篠山市環境基本計画において「源流のまち」としての自然や田園風景、生きもの、そして快適な暮らしを大切に、「守ること」を中心に環境の取り組みを進めてきました。第2次丹波篠山市環境基本計画では、これまでの取り組みに加え、「まちづくりに環境を活かす」という新たな視点を理念に掲げ、環境を地域の魅力や活力につなげることを目指しました。

第3次丹波篠山市環境基本計画ではこの理念をさらに深め、市民一人一人が環境と関わり、日々の暮らしの中で自然を感じ、守り、活かしていくまちを目指します。

丹波篠山市の自然は、再生し守るだけでなく、楽しみ、学び、地域の魅力につなげられる力をもっています。環境を活かすことで、暮らしはより豊かになり、まちへの誇りも育まれます。そして、そのような環境との関わりが、結果として「守る」力をより強くしていきます。

第3次丹波篠山市環境基本計画では、環境を暮らしのパートナーとし、市民とともに持続可能なまちづくりを進めることを理念として掲げます。

3 環境施策を進めるときに大切にすること（基本方針）

私たちが実施する環境をよりよくするための施策、行動、考えは多様であり、違いは尊重すべきものです。市民みんなで協力して環境目標を達成するためには、何を大切と考えて環境施策を進めればよいかの基本方針を共有する必要があります。そこで、以下の2つの基本方針を示します。

(i) 「環境でまちをよくする人」をつくる

丹波篠山市を象徴する自然や生きものの多くは、人が関わらずに成り立つ「原始的な自然」ではなく、人が関わりながら守られる「二次的な自然」です。単に豊かな自然があればよいのではなく、自然を上手に使う人や関わりを持つ人をつくり、人と自然の「かかわり」を創っていくことが大切です。そのためには、環境を守ることでまちもよくなり、さらに丹波篠山市もよくするという視点で考え、行動できる人を育てていきます。

(ii) 「丹波篠山らしいもの」をつくる

環境を守ることの大切さは世界全体で共有され、あらゆる社会、地域、団体、組織、個人が環境活動に取り組んでいます。丹波篠山市としての取り組みは、本当に丹波篠山市にとって必要なことで、かつ周辺地域にもよい影響を与えるものでなければなりません。丹波篠山市らしさのある、丹波篠山市だからこそ、丹波篠山市ならではの取り組みを常に考え、実行していきます。

4 重点分野と施策の方針

第3次丹波篠山市環境基本計画で取り扱う環境課題の解決に向けて具体的な施策（実践編第6章）を検討するために、第2次丹波篠山市環境基本計画で定めた5つの重点分野を継続します。重点分野ごとに第1章で掲げる「目指すまちの姿」の実現を目標とします。

また、環境施策は丹波篠山市だけではなく、国内・国際情勢にも的確に対応して進めていく必要があります。第3次丹波篠山市環境基本計画においても、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方に賛同し、環境施策の実施により、SDGsの目標の達成につなげていくことを目指します。

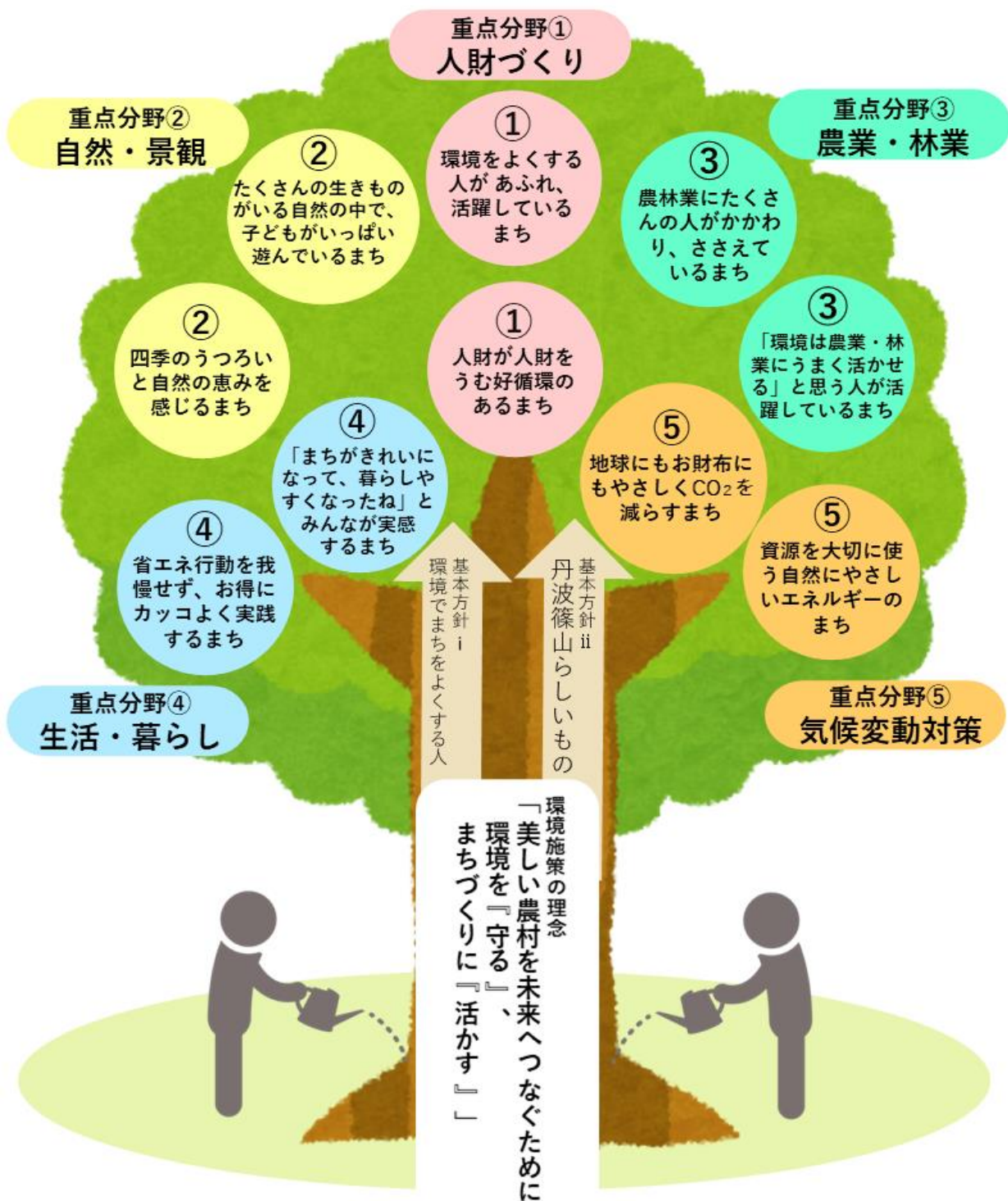


図7 目標達成に向けた取り組みの方向イメージ

1) 人財づくり分野

① 主な課題と目的

環境を守ることの大切さは丹波篠山市全体ではもちろん、世界全体でも共有されています。環境を守り活かしていく人財を育むために、行政が主導した環境教育だけでなく、人財育成活動を行う個人、団体、事業者、教育機関、ソーシャルセクター（NPO／社会的企業⁹／協同組合など）などの活躍が大切です。そうした人財育成活動を行う人々を創る・活躍できる・連携できる仕組みを構築します（例えば、野外体験学習、食育、木育などを行う民間事業者が活動しやすい制度）。

また、学校などの教育機関での環境教育分野は、教育委員会などと引き続き連携し、推進していきます。

② 目指すまちの姿

- ・ 環境をよくする人があふれ、活躍しているまち
- ・ 人財が人財をうむ好循環のあるまち

③ 施策の方針

(1) 環境をよくする人財を育成します

- ・ 市民が取り組む環境学習を支援します
- ・ 地域で中心となって環境学習に取り組むリーダーを育成します
- ・ 環境への取り組みを評価する制度をつくります
- ・ 環境に関する情報の公開・提供を推進します

(2) 学校などと共に環境学習を促進します

- ・ 自然と共生する環境学習を推進します
- ・ 学校園の特色を活かした環境学習を推進します
- ・ 学校園での環境学習を支援します
- ・ 学校・地域・事業所等と連携した環境学習を推進します
- ・ 幅広い世代に環境学習の機会を提供します
- ・ 地域が主体となって環境学習に取り組める仕組みをつくります

(3) 各主体が連携・協働できる仕組みをつくります

- ・ 各主体が連携した環境保全活動を推進します
- ・ 各主体がアイデアを持ち寄って意見交換ができる場を設置します
- ・ 環境保全活動を通じたコミュニティの活性化を推進します

④ 関連するSDGsの目標



9：【社会的企業】株主、オーナーのための利益の最大化を追求するのではなく、コミュニティや活動に利益を再投資するなど、社会的な目的をもった企業のこと。

2) 自然・景観分野

① 主な課題と目的

川や森で遊ぶ子どもたちの姿を丹波篠山市内のあちこちで見られることはとても微笑ましいものです。このためには単純に遊べる場所があればよいわけではなく、自然の中で出会える身近な生きものとその生息環境を保全・再生していく必要があります。また、自然にダメージを与える外来種の駆除や管理なども必要です。

そこで、今後も多種多様な生きものを守りつつ、子どもが自分の安全を守るすべを身に付けながら、みんなが安全安心に遊べる場の創出を図ります。さらに、場所をつくるだけでは人と生きもののかかわりは生まれられないため、教育・農業・観光分野などとも連携して人づくりにも取り組みます。

四季折々の表情を持つ丹波篠山の山々や城下町に代表される情緒豊かなまち並みは、人がかわり続けることで魅力が発揮され、継承されていくものです。このような都会では感じられない日常の中にある景観を丹波篠山らしさの源泉として引き継いでいきます。また、開発と保全のバランスを図りながら、市民だけでなく観光客にとっても楽しめる環境、癒される田園風景などの価値を高め、「魅せたい風景」を共にづくり、育てていきます。

② 目指すまちの姿

- ・たくさんの生きものがある自然の中で、子どもがいっぱい遊んでいるまち
- ・四季のうつろいと自然の恵みを感じるまち

③ 施策の方針

(1) 豊かな生態系を保全します

- ・丹波篠山市全体を豊かな自然に恵まれたピオトープ¹⁰と捉え、守り育てます
- ・人と生きものが共存できる環境を保全し、創造します
- ・自然環境の保全活動を推進します
- ・生きものや自然を大切にす市民みんなの心を育てます

(2) 子どもも大人も安全に楽しく遊べる場づくりを進めます

- ・自然環境や景観を資源と捉え、まちづくりに活用します
- ・川や水路、田んぼを多様な生きものと触れ合うことができ、親子で楽しめる場所として活用します
- ・山菜やマツタケなどの山の幸をより豊かにしていきます

(3) 自然環境と調和した丹波篠山らしい「魅せたい風景」を保全・創出・活用します

- ・歴史的な遺産や原風景を保全します
- ・開発行為等における環境配慮を推進します
- ・空き家、空き地、放置竹林対策を推進します

④ 関連するSDGsの目標



10:【ビオトープ】自然環境の捉え方の一つで、さまざまな生きものの生息する空間を指す。田んぼや里山もビオトープといえる。

3) 農業・林業分野

① 主な課題と目的

丹波篠山市の魅力の源となる田園風景は農業の営みなくしては維持できません。また、豊かな森を維持し続けるために、林業は欠かせません。しかし、水辺の維持管理負担の問題、鳥獣被害問題、一次産業の担い手不足など農林業の生産現場では、すぐには解決が難しい課題があります。

難しい課題を突破するためには柔軟な発想が大切です。そこで、“ピンチはチャンス”という言葉のように「農業や林業のなかで環境を上手に活用できないか」と柔軟に発想できる人を大切に、ひとりで解決することが難しい課題には、たくさんの方がかわり、支え合って解決の糸口を見つけていきます。そのためにも、農業・林業機械のIoT¹¹化、AI¹²技術の応用などスマート農業¹³・林業も上手に使いながら、新しい環境価値を見出し、環境にかかわる新しい挑戦を支援していきます。

② 目指すまちの姿

- ・農林業にたくさんの方がかわり、ささえているまち
- ・「環境は農業・林業にうまく活かせる」と思う人が活躍しているまち

③ 施策の方針

(1) 農都として持続可能な農業を推進します

- ・農業の担い手を育成し、自然の管理者である農家を継続的に育てます
- ・鳥獣被害対策を多様な主体と連携・協力して進めます
- ・あらゆる主体の参画を促し、遊休農地の利用を促進します
- ・農村と都市の交流・連携の機会を拡大します
- ・耕畜連携¹⁴による循環型農業を推進します

(2) 丹波篠山の自然が農林業の中で新しい価値を生むよう取り組みます

- ・農地や水路の生きものに配慮した農業を推進します
- ・豊かな自然が丹波篠山の農業の新しいブランドとなることを目指します
- ・化学肥料、化学合成農薬の使用を抑えた環境にやさしい農業を推進します
- ・農作物の地産地消の取り組みを進めます

(3) 「ふるさとの森」の適切な管理を推進します

- ・森林を財産として計画的に整備します
- ・木材としての利用、木育を促進します
- ・森林整備を行う人財を育成します

④ 関連するSDGsの目標



11：【IoT】様々な「モノ（物）」がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組みのこと。

12：【AI】人工知能のことで、人間の知的ふるまいの一部をコンピュータプログラムにより人工的に再現したもの。

13：【スマート農業】ロボット技術やICT（情報通信技術）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を目指す農業のこと。

14：【耕畜連携】米や野菜等を生産している農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に稲わら等を家畜の飼料や敷材として供給するなど、連携を図ること。

4) 生活・暮らし分野

① 主な課題と目的

丹波篠山市は、加古川・武庫川・由良川という3つの河川の源流に位置する「源流のまち」です。私たちは日々の営みが下流域の人々の環境や生活に影響していることを認識し、責任ある行動をとる必要があります。

一人一人が、今の暮らしを見つめ直し、地道な取り組みを始めることは、豊かな生活環境を守り育てるために重要なことの一つです。しかし、環境のためにより行動であっても、日々の暮らしで我慢を感じると行動は長続きしません。お得にカッコよくなど豊かな暮らしが実現できる自発的な行動となるよう取り組んでいきます。

また、こうした環境や行動を上手く活用してまちをよくする環境ビジネスへの挑戦がたくさん生まれるための支援をします。

② 目指すまちの姿

- ・「まちがきれいになって、暮らしやすくなったね」とみんなが実感するまち
- ・省エネ行動を我慢せず、お得にカッコよく実践するまち

③ 施策の方針

(1) ごみを減らします

- ・不要なものを断る、受け取らない生活を目指します
(Refuse リフューズ：発生抑制)
- ・大量消費大量廃棄を見直して、ごみが少なくなる生活を目指します
(Reduce リデュース：減量化)
- ・もったいないの精神で、くり返し使う生活を目指します
(Reuse リユース：再使用)
- ・いらなくなってもごみにせず、資源に返す生活を目指します
(Recycle リサイクル：再資源化)

(2) 資源の有効活用に努めます

- ・資源を有効に活用できるよう分別収集を徹底します
- ・資源の集団回収などを促進し、リサイクル活動を推進します

(3) 源流のまちとして水資源の保全に努めます

- ・水を大切に使います
- ・生活排水・事業排水に注意し、良好な水質の保全に努めます
- ・河川・水路などの美化活動を推進します

(4) みんなが住みやすいまちづくりを進めます

- ・地域の美化活動を推進します
- ・美しいまちを意識した生活を目指します
- ・丹波篠山市のことだけでなく、広く地球環境まで意識して生活します

④ 関連するSDGsの目標



5) 気候変動対策分野（新エネルギー・省エネルギー・創エネルギー）

① 主な課題と目的

エネルギーの無駄を省く“省エネ”だけでなく、太陽光・バイオマスなど自然環境から得られる再生可能エネルギー“新エネ”、家庭や事業所で積極的にエネルギーを創り出す“創エネ”などの取り組みを支援しながら、温室効果ガスの削減に引き続き取り組みます。

② 目指すまちの姿

- ・地球にもお財布にもやさしくCO₂を減らすまち
- ・資源を大切に使う自然にやさしいエネルギーのまち

③ 施策の方針

（1）脱炭素社会の実現に向けて取り組みます

- ・生活の中のエネルギー消費について考え、エネルギーを大切に使います
- ・省エネルギー行動を楽しみながら実践します
- ・環境に優しいライフスタイルへの転換を目指します
- ・温室効果ガス排出の少ない生活を心がけます
- ・省エネ機器導入を促進します

（2）エネルギーの地産地消を促進し、持続可能なまちを構築します

- ・再生可能エネルギー・新エネルギー機器の導入を促進します
- ・未利用エネルギーの有効活用に向けて調査研究します

④ 関連するSDGsの目標



実践編

第5章 計画の推進体制と進捗管理

1 環境施策を進めるための方法

第1章で掲げる「目指すまちの姿」を実現するためには、行政・市民・事業者・NPO・資金提供者などが単独で考えて実施するよりも、多様な価値観をもつ多くの主体が前向きに協力し合い、協働することが最も重要かつ効果的です。そこで、この協働型の取り組みを基本的な方法とします。

2 協働を基本とした実施体制

実施体制は、第2次丹波篠山市環境基本計画に引き続き、行政が環境課題を一方向的に提示して協力できる個人や組織を募るやり方よりも、何を課題と捉えて取り組むのか、誰とどう解決にあたるのかという課題設定や目標設定からみんなで考える「協働の場」の設置が有効と考えます。

第3次丹波篠山市環境基本計画においては、この「協働の場」から生まれたプロジェクトが自走し、継続可能となるような支援体制の整備を目指します。そしてさらに協働の場につながった主体から、新たな地域の環境人財「エコ・ティーチャー」が生まれる仕組みを構築していきます。

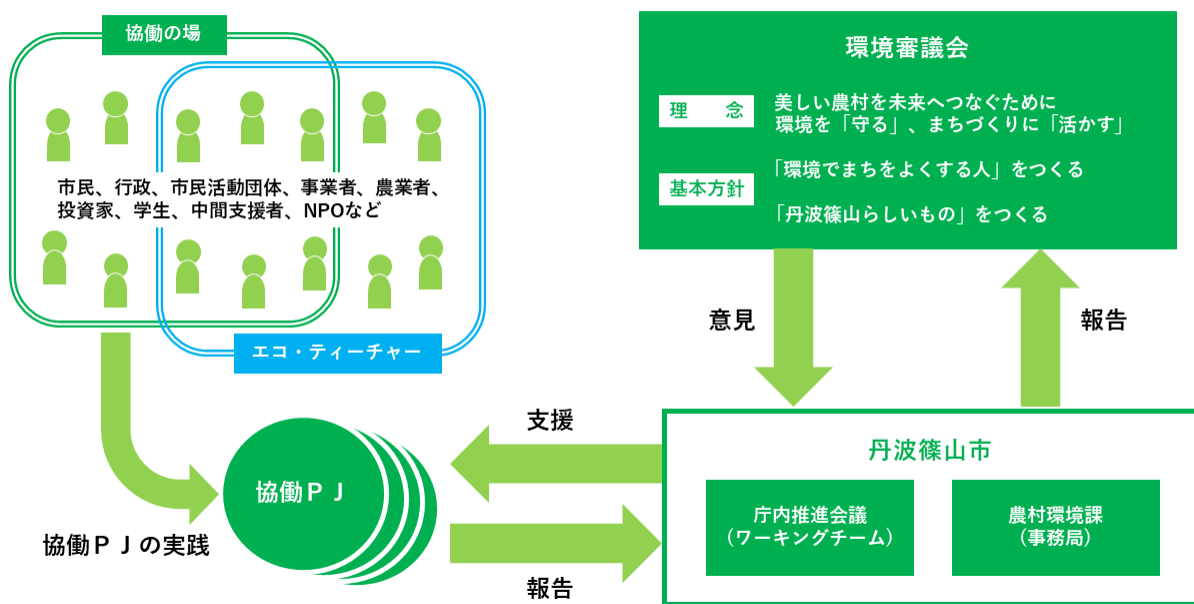


図8 「協働の場」と各機関の関係イメージ

3 進捗管理の方法

1) 取り組みと振り返り

環境課題が複雑化している今日では、協働プロジェクトもしくは行政が行う環境事業について、未経験や初挑戦のことも多いでしょう。経験がない中で「完璧な計画」を立てることはとても難しいことです。失敗を恐れずに「まずはやってみる」ことから始めましょう。そして、実践した人同士の学びや気づきを大切にしながら、次への改善策やアイデアを生み出し、環境目標の達成を目指します。

具体的には、体験学習サイクル¹⁵を進め、メンバーらによる振り返りフレームワーク¹⁶（GKPTなど）を用いて次の新しい挑戦を生み出していきます。

取り組みと振り返りの「体験学習サイクル」イメージ

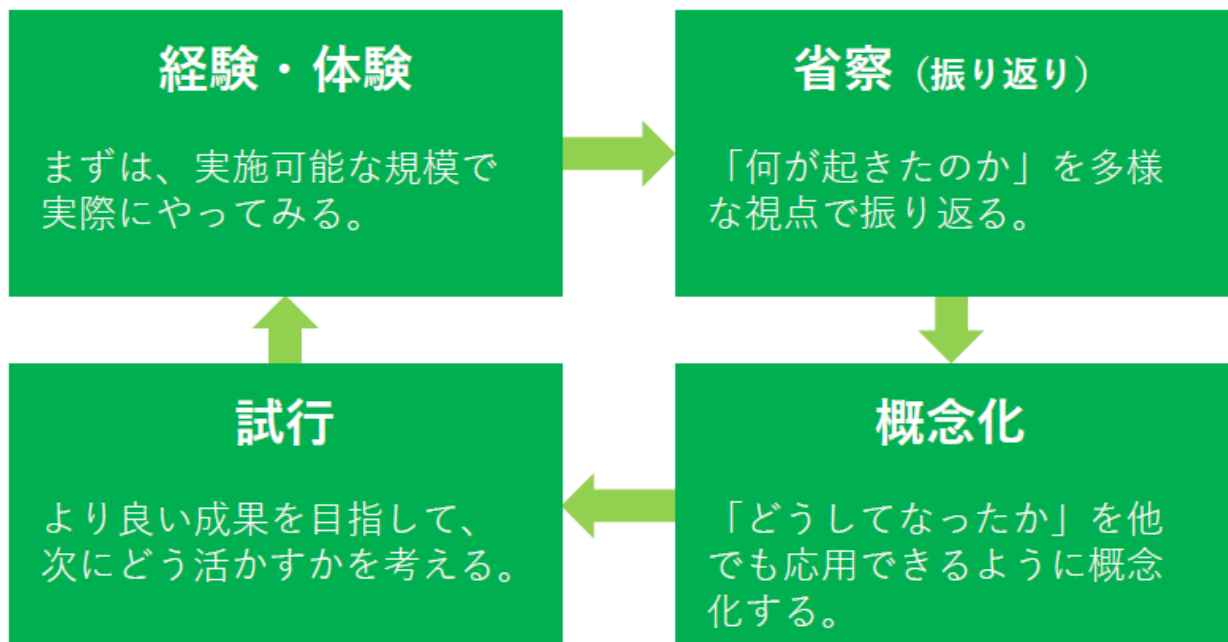


図9 「体験学習サイクル」イメージ

15：【体験学習サイクル】業務管理や品質管理を目的としたPDCAとは異なり、実際の経験からの学びのプロセスに着目したもので「具体的経験→省察的観察→概念化・一般化→試行」の学習サイクルをいい、デイビット・A・コルプ（1984）が体系化したもの。

16：【フレームワーク】英語で「枠組み」「骨組み」「構造」などの意味を持つ。ものごとを考える際に、あれこれと散発的に考えるよりも、あらかじめ決められた枠組みの中で、手順にそって行うことで、無駄を省き一方で洩れを無くすことが出来るので効率的かつ有効性の高い手法として、課題の明確化や解決手法の検討など、様々な問題に対しての戦略立案の際に用いられる。

メンバーらによる振り返りフレームワークのイメージ

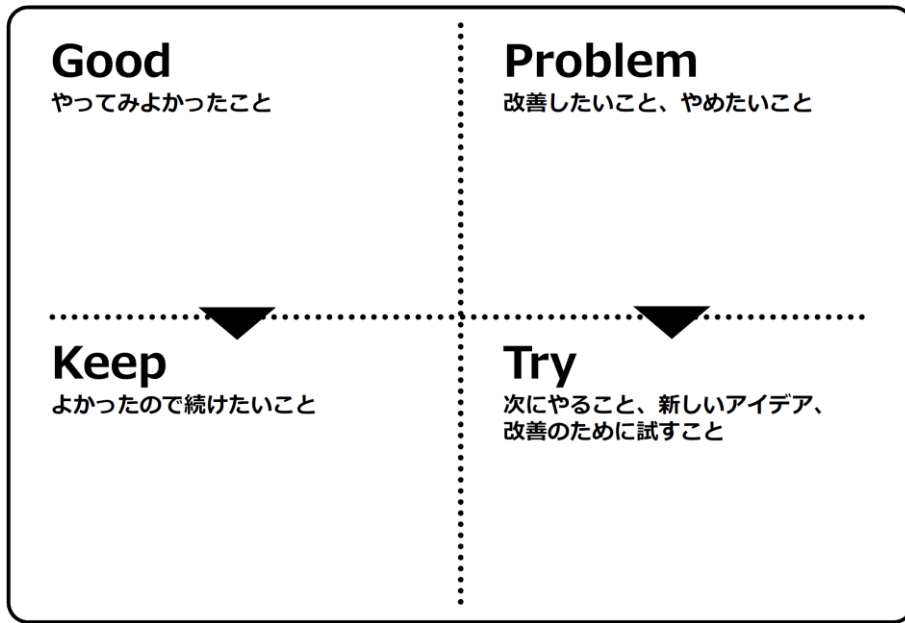


図10 振り返りのフレームワークのイメージ 例1) GKPT

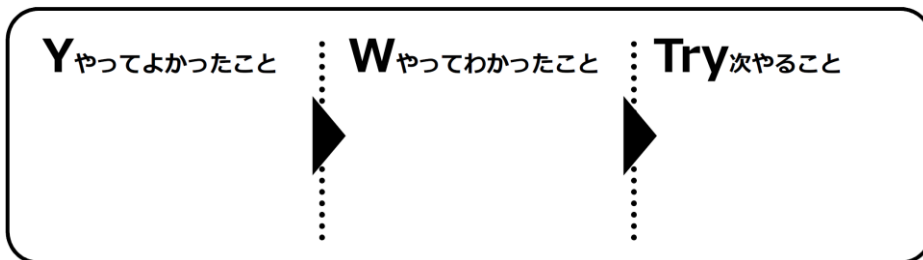


図11 振り返りのフレームワークのイメージ 例2) YWT

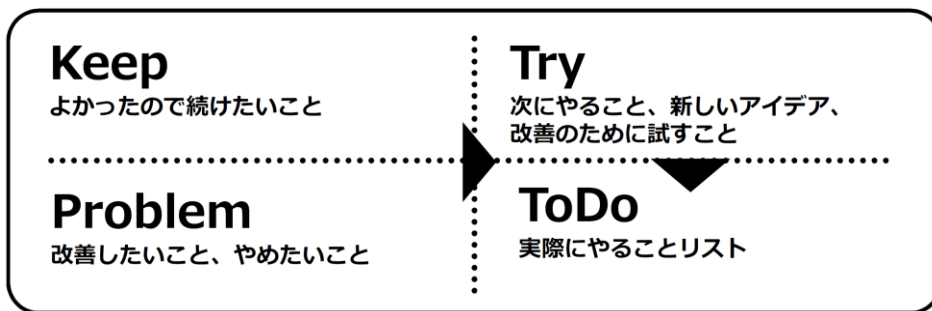


図12 振り返りのフレームワークのイメージ 例3) KPT2

2) 庁内推進会議による自己診断

当該年度の評価と次年度事業への改善点を得ることを目的に、行政として環境施策全般を対象に「自己診断」を行います。その自己診断の方法は「ロジックモデル¹⁷」を用います。その項目は、事務事業の実施のために投下した予算や人的資源（インプット）、活動によって得られた事業結果（アウトプット）だけにとどまらず、施策の目標に対する効果や成果（アウトカム）、社会的な影響・変化・波及効果（ソーシャルインパクト）についても行います（図13参照）。

（例）

事業：小学生を対象とした市内の野生動植物の観察会

↓

アウトプット：観察会の開催数、参加者数

アウトカム：市内の子どもたちの生きものへの関心

インパクト：生きもの環境に配慮した暮らしが根付く

3) 環境審議会での改善のための評価

取り組みの成果が半年や1年であらわれることは、そう多くありません。そのため環境審議会では、業務改善に最適な「PDCAサイクル」（Plan：計画／Do：実行／Check：点検・評価／Action：見直し）を用いて評価します。さらに、目指すまちの姿に近づくために、ロジックモデルと合わせて次年度の改善点も提案していきます。

環境施策を進捗管理する場合（毎年～2年ごとなど）は、「SMARTモデル」に従ってKPI¹⁸を設定することが望ましいでしょう。

SMARTモデル

- | | |
|----------------------------|--|
| • <u>S</u> pecific（具体的） | あいまいな解釈ができるようなものでなく、誰が見てもわかるような明確な表現を使っていること |
| • <u>M</u> easurable（測定可能） | 達成度を数値を用いて測ることが可能なこと |
| • <u>A</u> chievable（実現可能） | 願望、夢、希望のような無根拠なものではなく、中間目標として現実的な内容であること |
| • <u>R</u> elevant（関連性） | 成果に直結し、目標との関係性が理解できること |
| • <u>T</u> ime-bound（期限） | 目標をいつまでに達成するか、その期限が設定されていること |

17：【ロジックモデル】ある施策がその目的を達成するに至るまでの論理的な因果関係を明示したもの。

18：【KPI】重要業績評価指標（Key Performance Indicator）。目標に対する進捗をチェックするための指標。

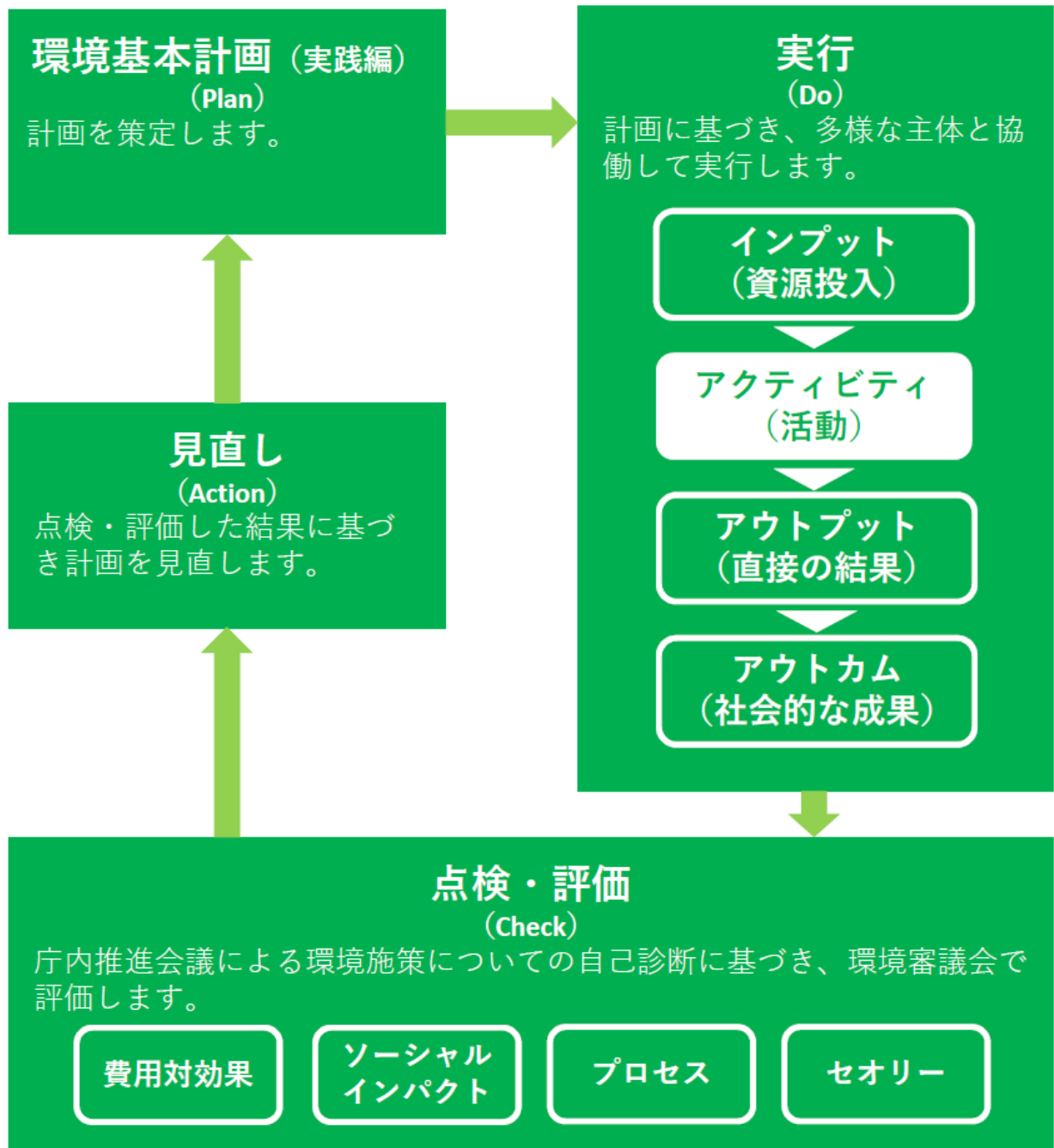


図13 社会的インパクト評価を取り入れた「PDCAサイクル」イメージ

第6章 目標達成のために取り組むこと

1 施策の位置づけ

第3次丹波篠山市環境基本計画の〈基本編〉では目指すまちの姿や基本方針を定め、〈実践編〉のこの章では具体的にどのような施策を実行するのかを定めます。一般的な行政の体系に照らし合わせると、施策は下図のような位置づけになります。



図14 政策と施策の関係イメージ

【コラム3】河合雅雄顕彰室「万兎（マト）の部屋」



世界のサル博士として、また丹波篠山市名誉市民として活躍された河合雅雄（かわいまさを）氏。

自然保護や野生動物との共生、歴史文化を生かすまちづくりなどの河合氏の提言を後世に語り継ぐための場として、丹波篠山市民センター 図書コーナー内に、丹波篠山市名誉市民河合雅雄顕彰室「万兎（マト）の部屋」を令和6年4月に設置しました。



「万兎（マト）の部屋」では、河合氏が残された数々の著書やご功績、愛用品の展示、また河合氏のお考えや理念が息づいた丹波篠山市の取り組みや施策などの紹介をしています。

この「万兎（マト）の部屋」の名称は、河合氏が子どものころに兄弟で呼びあっていた愛称が「マト」であり、また児童文学者としてのペンネームが「草山万兎（くさやままと）」であったことが由来となっています。

2 重点分野別の施策

第3次丹波篠山市環境基本計画の理念、基本方針を踏まえ、目指すまちの姿の実現に向けて、各重点分野で次の施策に取り組みます。なお、施策の推進にあたっては、国や兵庫県の施策との整合を図り、一体的に推進します。

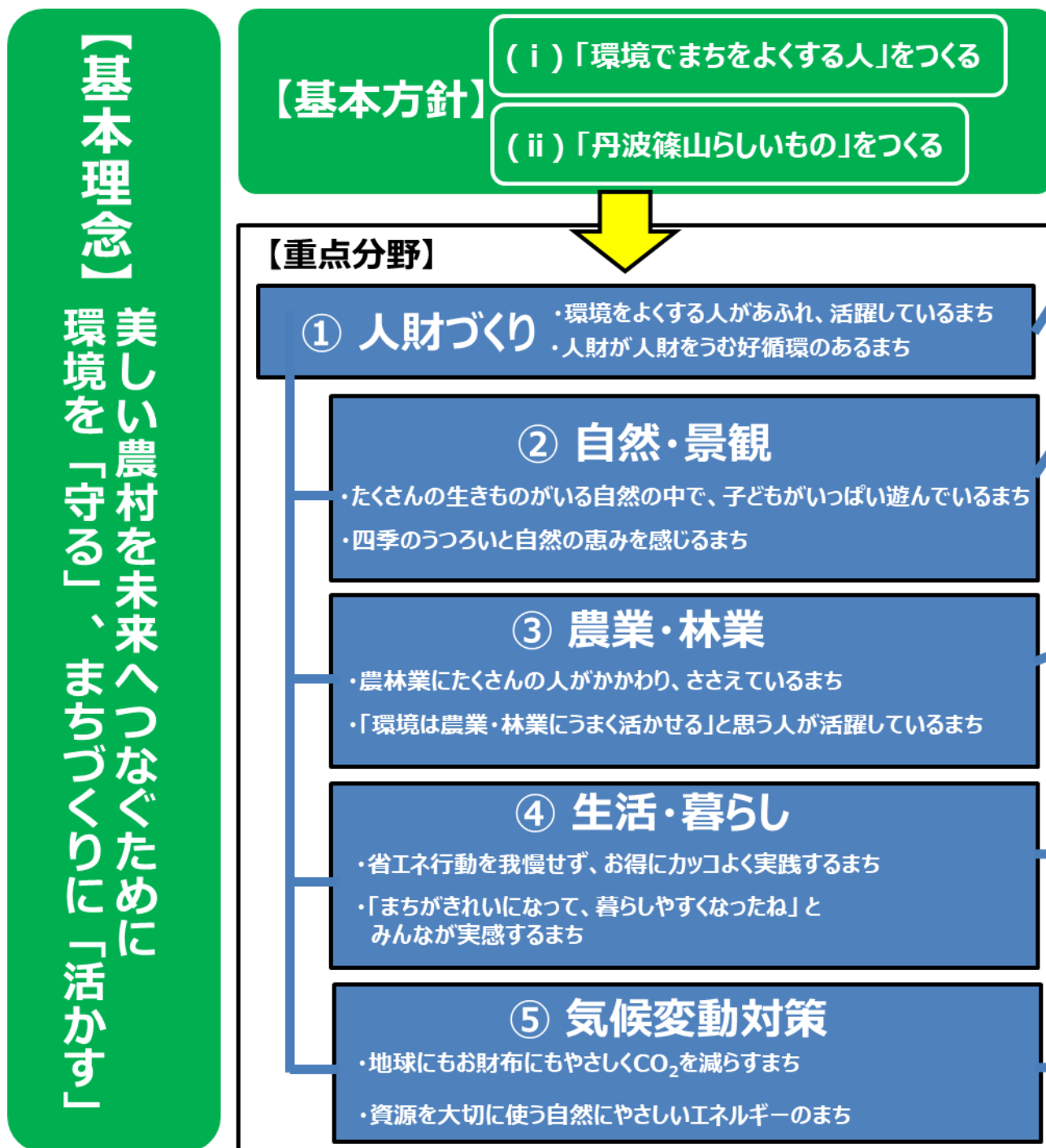


図 15 重点分野別の施策一覧

- 1-1.協働プロジェクトの自走化支援 **【リーディングプロジェクト①】**
- 1-2.環境課題解決に向けた取り組みの支援
- 1-3.地域の特色を活かした環境教育・環境学習の推進 **【リーディングプロジェクト②】**

- 2-1.市民・事業者等と連携した環境創造
- 2-2.自然・景観の魅力発信と観光の推進
- 2-3.多様な主体による生きものの生息状況調査の推進
- 2-4.生物多様性の保全
- 2-5.外来種対策の推進
- 2-6.生きものの生息に配慮した環境整備

- 3-1.環境を活かす農林業の担い手づくり
- 3-2.環境に配慮した農業の推進
- 3-3.耕作放棄地の発生防止
- 3-4.里地・里山や人工林等の適切な管理
- 3-5.未利用バイオマスの利活用の促進
- 3-6.森の恵みの有効活用
- 3-7.鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進
- 3-8.野生鳥獣の適切な保護・管理

- 4-1.循環型社会の担い手づくり
- 4-2.きれいで暮らしやすいまちづくりの推進
- 4-3.質の高いリサイクル（再生利用）の推進
- 4-4.ごみの減量化

- 5-1.脱炭素社会実現に向けた人財づくり
- 5-2.CO₂排出量の少ないライフスタイルへの転換
- 5-3.再生可能エネルギーの導入拡大
- 5-4.未利用木質系バイオマスの利活用の促進
- 5-5.CO₂吸収源としての森林の機能強化

1) 人財づくり分野の施策

1-1.協働プロジェクトの自走化支援 リーディングプロジェクト①

- ・複雑化する環境課題の解決に向け、多様な主体による「環境からまちをよくする」プロジェクトを支援します。
- ・コーディネート役として実行チームを結成し、支援の企画立案、プロジェクト間の連携強化、情報の可視化、資金調達の仕組みなど、横断的な支援体制の構築に取り組みます。

協働プロジェクトの活動例



美味しく食べて竹林整備



農業遺産の維持と活用、
灰屋の修繕、焼土肥料の分析



地域の課題解決に向けた
環境ミーティングの開催

1-2.環境課題解決に向けた取り組みの支援

- ・ワクワク環境みらい都市の実現に向け、「環境市民行動『丹波篠山SDGs』」の普及を進めます。
- ・市内事業者の環境分野におけるSDGsの目標達成に向けた取り組みを促進します。（環境みらいパートナー事業者登録制度）
- ・自然保護・再生活動や生きもの観察などの普及啓発を行う団体・個人を支援します。
- ・生物多様性の保全再生活動を行う実践者・団体の交流や意見交換の場を設け、活動の継続と普及を促進します。（生物多様性ネットワーク）



環境みらいパートナー事業者登録制度
(事業者の環境分野SDGsへの取り組み)



生きもの観察会

1-3.地域の特色を活かした環境教育・環境学習の推進 リーディングプロジェクト②

- ・地域の環境人財として誰もが活躍できる機会を提供し、新たなエコ・ティーチャーの育成を目指します。（市民みんなで育てる「エコ・ティーチャー」プロジェクト）
- ・環境講師「エコ・ティーチャー」の派遣や「丹波篠山のいきものたち～ささっ子編～」など教材の配布を行い、学校や地域団体の環境教育を支援します。
- ・地域の動植物を「学校のヒーロー」として学び、命の大切さ、思いやりの心、生きる力を

育むとともに、ふるさとを大切にする取り組みを推進します。(学校にヒーローをつくろう)

- ・河合雅雄顕彰室「万兎の部屋」を通じ、自然保護や野生生物との共生に関する河合氏の理念に触れる機会を提供します。



「エコ・ティーチャー」による講座



「丹波篠山のいきものたち〜ささっ子編〜」

2) 自然・景観分野の施策

2-1. 市民・事業者等と連携した環境創造

- ・「ささやまの川・水路づくり指針」に基づき、自然と生きものに配慮したふるさとの川づくりを推進します。(ふるさとの川再生事業)
- ・「農村環境の生態系保全に配慮した水路整備指針」に基づき、生態系に配慮した水路整備を推進します。(農都のまほろば水路)
- ・ふるさとの自然や景観を守り育てる環境創造を、事業者と連携して推進します。(環境創造事業者)
- ・個人や地域でできるエコな取り組み「エコアップ」の普及に取り組みます。
- ・自然保護・再生活動や生きもの観察などの普及啓発を行う団体・個人を支援します。(再掲)



ふるさとの川づくり



生態系に配慮した水路整備

2-2. 自然・景観の魅力発信と観光の推進

- ・丹波篠山の素晴らしい景観を大切な資産として発信・紹介し、景観意識の向上を図ります。
- ・気候風土や文化に根差した健康的で住みよい住宅「丹波篠山の家」の普及を推進します。
- ・丹波篠山の街並みや田園風景を活かしたサイクルツーリズム(自転車観光)を推進します。
- ・市木「サクラ」を次世代に引き継ぐため、「丹波篠山市桜ビジョン」に基づく啓発活動を行います。



サイクルツーリズムの推進



丹波篠山市桜ビジョン

2-3.多様な主体による生きものの生息状況調査の推進

- 農業者が農業と生きものの関わりについて意識できるよう、生きもの調査の実施を推奨します。
- 自然保護・再生活動や生きもの観察などの普及啓発を行う団体・個人を支援します。
(再掲)



農業者による生きもの調査

2-4.生物多様性の保全

- 個人や地域でできるエコな取り組み「エコアップ」の普及に取り組みます。(再掲)
- 自然保護・再生活動や生きもの観察などの普及啓発を行う団体・個人を支援します。
(再掲)
- 「ささやまの川・水路づくり指針」に基づき、自然と生きものに配慮したふるさとの川づくりを推進します。(ふるさとの川づくり事業)(再掲)
- 「農村環境の生態系保全に配慮した水路整備指針」に基づき、生態系に配慮した水路整備を推進します。(農都のまほろば水路)(再掲)
- ふるさとの自然や景観を守り育てる環境創造を、事業者と連携して推進します。(環境創造事業者)(再掲)

2-5.外来種対策の推進

- 外来種の早期発見・防除について周知啓発を行い、地域や個人による自発的な活動を促進します。
- 「農都ささやま外来生物対策協議会」の活動として、篠山城跡南堀固有品種「篠山城蓮」の保全を進め、外来種防除やモニタリングに取り組みます。

- ・特定外来生物アライグマ・ヌートリアの地域からの根絶を目指し、丹波篠山市主催の講習会を受講した市民による駆除活動を促進します。
- ・個人や地域でできるエコな取り組み「エコアップ」の普及に取り組みます。(再掲)
- ・自然保護・再生活動や生きもの観察などの普及啓発を行う団体・個人を支援します。(再掲)



外来種の防除



「篠山城蓮」の保全

2-6.生きものの生息に配慮した環境整備

- ・人と生きものが共生できるまちを目指し、サギコロニー問題の解消に取り組みます。
- ・「ささやまの川・水路づくり指針」に基づき、自然と生きものに配慮したふるさとの川づくりを推進します。(ふるさとの川づくり事業)
- ・「農村環境の生態系保全に配慮した水路整備指針」に基づき、生態系に配慮した水路整備を推進します。(農都のまほろば水路)
- ・ふるさとの自然や景観を守り育てる環境創造を、事業者と連携して推進します。(環境創造事業者)
- ・個人や地域でできるエコな取り組み「エコアップ」の普及に取り組みます。(再掲)

3) 農業・林業分野の施策

3-1.環境を活かす農林業の担い手づくり

- ・黒大豆栽培に関する技術の承継や歴史、農業生物多様性、灰小屋など、日本農業遺産の理念を広げていきます。
- ・「麒麟の森づくり事業」を通じて、森林活動に関心のある市民に、地域の里山を魅力的に活用するための研修を実施します。
- ・日本最古のお茶処としての産地を守り、美しい茶畑の景観を引き継ぐため、お茶農家を支援します。
- ・森林や里山とのふれあいの機会が減った地域住民や子どもたちに対し、自然とのふれあいのきっかけを提供し、木育を推進します。



麒麟の森づくり事業

3-2.環境に配慮した農業の推進

- 丹波篠山の自然の恵みや伝統的な農業を次世代へ引継ぐため、有機農業など、環境や生きものに配慮した農業を推進します。
- 有機農業や有機農産物の普及に向けて、土づくり研修会や食育授業を実施するほか、技術研修や普及啓発活動を支援します。



環境や生きものに配慮した農業の推進



有機農業に関する食育授業

3-3.耕作放棄地の発生防止

- 休耕田をビオトープとして活用し、生きものの生息環境の保全を促進します。
- 担い手農家への支援、集落営農組織の育成、農地の貸借や地域計画の策定による農地の集約化により、耕作放棄地の発生を未然に防ぎます。



休耕田ビオトープ

3-4.里地・里山や人工林等の適切な管理

- 森林所有者による人工林（スギ・ヒノキ）の広葉樹林化を支援します。
- 松くい虫などの害虫の駆除と被害の拡大防止を図ります。
- 間伐等で発生した林地残材を「木の駅プロジェクト¹⁹」へ出材し、間伐の促進と残材の有効活用を図ります。
- 「麒麟の森づくり事業」を通じて、森林活動に関心のある市民に、地域の里山を魅力的に活用するための研修を実施します。（再掲）

19：【木の駅プロジェクト】間伐等で発生した木材を丹波篠山市内でのみ利用できる地域通貨「里山券」と交換することにより、里山整備の促進と地域の活性化を図る制度。

3-5.未利用バイオマスの利活用の促進

- 間伐等で発生した林地残材を「木の駅プロジェクト」へ出材し、間伐の促進と残材の有効活用を図ります。(再掲)
- 竹林整備や市内の竹資源の有効活用を促進します。
- 里山整備や市内の木質バイオマス資源の有効活用を促進します。
- 「麒麟の森づくり事業」を通じて、森林活動に関心のある市民に、地域の里山を魅力的に活用するための研修を実施します。(再掲)



間伐材の出材



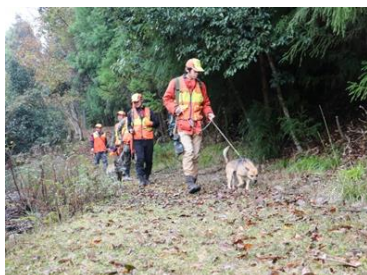
竹資源の活用(無煙炭化器)

3-6.森の恵みの有効活用

- マツタケ山復活に向けた講習会を開催するとともに、マツ林の復活・再生に取り組む事業を支援します。
- 「麒麟の森づくり事業」を通じて、森林活動に関心のある市民に、地域の里山を魅力的に活用するための研修を実施します。(再掲)
- 間伐等で発生した林地残材を「木の駅プロジェクト」へ出材し、間伐の促進と残材の有効活用を図ります。(再掲)

3-7.鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

- シカ、イノシシ、サルなどの個体数管理を行い、農作物被害の深刻化を防ぎます。
- 地域内外の多様な人材(関係人口)が互いに支え合い、地域を元気にする獣がい対策を推進します。
- 有害鳥獣の捕獲個体を、食肉やペットフードなどへ多様に利活用する取り組みを促進します。



野生鳥獣の個体数管理
(サル追い払い犬/モンキーダッグ)



獣害柵の設置・管理

3-8.野生鳥獣の適切な保護・管理

- ・シカ、イノシシ、サルなどの個体数管理を行い、農作物被害の深刻化を防ぎます。(再掲)
- ・地域内外の多様な人材(関係人口)が互いに支え合い、地域を元気にする獣がい対策を推進します。(再掲)

4) 生活・暮らし分野の施策

4-1.循環型社会の担い手づくり

- ・資源ごみの拠点回収や雑がみ回収ボックスの常設などを通じ、ごみの資源化や減量化を促進します。
- ・生ごみ処理機購入の支援などを通じ、生ごみの減量化を促進します。

4-2.きれいで暮らしやすいまちづくりの推進

- ・市内の環境美化パトロール、路上喫煙防止パトロールなどを通して、環境美化啓発に取り組みます。
- ・環境美化や自然環境保全に関する市民行動の日として「クリーングリーン作戦の日」を定め、自然環境や生物多様性を守る活動を推進します。
- ・人体への健康リスク等への懸念等から注目されるPFAS(1万種類以上ある有機フッ素化合物の総称)のうち、国際的な規制対象であるPFOSとPFOAについて、全浄水場システムの浄水(市内9箇所)と全浄水場の原水(9箇所)で水質検査を行います。
- ・市内河川(7河川)における水質調査を行います。
- ・野良猫及び地域猫の繁殖を抑制し、猫による環境課題の改善に取り組みます。



環境美化パトロール



河川の水質調査

4-3.質の高いリサイクル(再生利用)の推進

- ・資源ごみの集団回収を促進します。
- ・資源ごみの拠点回収や雑がみ回収ボックスの常設などを通じ、ごみの資源化や減量化を促進します。(再掲)
- ・リサイクルプラザにおいて、ごみとして出されたもののうち、再利用可能と思われるものを再生品として再利用する取り組みを進めます。

4-4.ごみの減量化

- ・ごみ袋への外国語注意書きの記載、外国語版ごみ分別カレンダーの配布などを通して、外国人市民の方へごみ分別方法の周知を図ります。
- ・住民学習会や出前講座に職員が「ゴミ博士」として出向き、ごみ分別の詳しい説明を行い、家庭や事業所から出るごみの減量化を促進します。
- ・丹波篠山市全職員が協力してごみの分別、資源化に取り組みます。
- ・生ごみ処理機購入の支援などを通じ、生ごみの減量化を促進します。(再掲)
- ・資源ごみの拠点回収や雑がみ回収ボックスの常設などを通じ、ごみの資源化や減量化を促進します。(再掲)

5) 気候変動対策分野の施策

5-1.脱炭素社会実現に向けた人財づくり

- ・家庭で取り組めるCO₂削減策を「丹波篠山気候変動12アクション」として周知し、市民一人一人の行動変容を促進します。
- ・森林や里山とふれあう機会がなくなった地域住民や子どもたちに、森や里山とふれあうきっかけづくりの支援を行い、木育を推進します。(再掲)



図16 丹波篠山気候変動12アクション

5-2.CO₂排出量の少ないライフスタイルへの転換

- 「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、2030年度の二酸化炭素排出量の削減および再生可能エネルギーの導入目標に向けて取り組みます。
- 「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、丹波篠山市関連施設からの温室効果ガス排出量を、2013年度比で43%以上削減することを目指します。
- 家庭で取り組めるCO₂削減策を「丹波篠山気候変動12アクション」として周知し、市民一人一人の行動変容を促進します。（再掲）
- 自家用車から公共交通機関へのモーダルシフトを推進し、移動による温室効果ガスの排出削減を図ります。
- 丹波篠山の街なみや田園風景を活かしたサイクルツーリズム（自転車観光）を推進します。（再掲）



公共交通機関の利用促進

5-3.再生可能エネルギーの導入拡大

（事業例）

- スマートエネルギー機器や木質バイオマスストーブの利用を促進します。
- 家庭で取り組めるCO₂削減策を「丹波篠山気候変動12アクション」として周知し、市民一人一人の行動変容を促進します。（再掲）

5-4.未利用木質系バイオマスの利活用の促進

- 間伐等で発生した林地残材を「木の駅プロジェクト」へ出材し、間伐の促進と残材の有効活用を図ります。（再掲）

5-5.CO₂吸収源としての森林の機能強化

- 間伐等で発生した林地残材を「木の駅プロジェクト」へ出材し、間伐の促進と残材の有効活用を図ります。（再掲）
- 森林所有者が行う人工林（スギ・ヒノキ）の広葉樹林化を支援します。（再掲）

3 重点分野別の成果指標

各重点分野については、現状の課題整理や施策の方向性ならびに達成度を把握するための成果指標を設定します。

また、環境基本計画の上位計画である「丹波篠山市総合計画」や、脱炭素分野に関する個別計画である「丹波篠山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と一部の成果指標を共有し、全体の方向性の統一を図ります。

成果指標の初期目標年度は、計画期間の中間年度である令和12（2030）年度とし、その時点で目標値の再検討を行います。

※成果指標の一覧は58ページ～63ページのとおりです。

- 「内容」：成果指標の内容を記載しています。
- 「成果指標の定義」：成果指標の内容の具体的な説明を記載しています。
- 「関連する施策」：
それぞれの成果指標が、各重点分野のどの施策に対応しているかを記載しています。
（施策については46ページ～56ページをご参照ください）
- 「令和6（2024）年度現状」：
第3次環境基本計画策定時の現状値として令和6（2024）年度の実績値を記載しています。
- 「令和12（2030）年度目標」：
初期目標年度である令和12（2030）年度の目標値を記載しています。
- 「令和12（2030）年度目標設定にあたっての考え方」：
令和12（2030）年度の目標値について、この数値を設定した根拠を記載しています。
※第3次計画作成時点では、第2次計画期間の最終年度（令和7年度）の数値が未確定のため、令和元年度から令和6年度までの数値を基に目標値を設定しています。

1) 人財づくり分野

	内 容	成果指標の定義	関連する施策
1-A	生きものが好きな子どもの割合	「自然との関わりに関するアンケート調査」において、生きものが「好き」または「どちらかという」と好き」と回答した小学6年生の割合	<ul style="list-style-type: none"> 環境課題解決に向けた取り組みの支援 地域の特色を活かした環境教育・環境学習の推進
1-B	自然の中で遊んだことのある子どもの割合	「自然との関わりに関するアンケート調査」において、市内の自然で遊んだことが「ある」と回答した小学6年生の割合	<ul style="list-style-type: none"> 環境課題解決に向けた取り組みの支援 地域の特色を活かした環境教育・環境学習の推進
1-C	環境保全活動を実施する市民プラザ登録団体数	丹波篠山市民プラザに登録された団体のうち、環境保全を図る活動を実施する団体数	<ul style="list-style-type: none"> 協働プロジェクトの自走化支援 環境課題解決に向けた取り組みの支援 地域の特色を活かした環境教育・環境学習の推進

2) 自然・景観分野

	内 容	成果指標の定義	関連する施策
2-A	環境利活用・保全活動の実施主体数	環境を活かしたまちづくりをする活動や環境保全活動を実施する市民・団体等の数 (「協働ではじめる環境・まち・未来づくり事業補助金」「生物多様性促進活動補助金」「エコアップ貸出団体・個人」等)	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者等と連携した環境創造 多様な主体による生きものの生息状況調査の推進 生物多様性の保全 外来種対策の推進 生きものの生息に配慮した環境整備
2-B	ふるさとの川再生事業による河川の多自然化	治水面・利水面・親水面に配慮し、生態系や自然環境の再生・保全を図る河川事業の実施箇所数	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者等と連携した環境創造 自然・景観の魅力発信と観光の推進 生物多様性の保全 生きものの生息に配慮した環境整備
2-C	広葉樹林化面積	「丹波篠山市健全な広葉樹林化促進事業補助金」を活用し、人工林を広葉樹林化した山林の面積	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者等と連携した環境創造 自然・景観の魅力発信と観光の推進 生物多様性の保全

令和6（2024）年度 現 状	令和12（2030）年度 目 標	令和12（2030）年度目標設定にあたっての考え方
77.1%	86.0%	第2次計画期間（令和元年度～令和6年度）における成果指標の伸び率（8.3%）と同程度の増加を目指す。（P.92 第2次計画成果指標 1-1「生きものが好きな子どもの割合」参照）
89.0%	100%	第2次計画成果指標の一部達成にとどまったため、同じ目標値とする。（P.92 第2次計画成果指標 1-2「自然の中で遊んだことのある子どもの割合」参照）
15団体	20団体	第2次計画成果指標の一部達成にとどまったため、同じ目標値とする。（P.93 第2次計画成果指標 1-3「環境保全活動を実施する市民プラザ登録団体数」参照）

令和6（2024）年度 現 状	令和12（2030）年度 目 標	令和12（2030）年度 目標設定にあたっての考え方
年間90件	年間100件	第3次総合計画後期基本計画に定める目標値を目指す。
累計13箇所	累計20箇所	第3次総合計画後期基本計画に定める目標値を目指す。
累計38.6ha	累計60ha	第2次計画成果指標の一部達成にとどまったため、同じ目標値とする。（P.94 第2次計画成果指標 2-3「広葉樹林化面積」参照）

3) 農業・林業分野

	内 容	成果指標の定義	関連する施策
3-A	多面的機能支払交付金事業に取り組む集落数	多面的機能支払交付金を活用して農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための共同活動に取り組む集落数	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業の担い手づくり ・環境に配慮した農業の推進
3-B	農都のめぐみ農産物認証制度を活用する水稻栽培面積	化学肥料や農薬の使用を低減した技術により栽培された水稻の割合	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業の担い手づくり ・環境に配慮した農業の推進
3-C	森林整備面積（間伐）	「丹波篠山市ふるさとの森づくり構想」に基づき間伐した面積	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業の担い手づくり ・未利用バイオマスの利活用の促進 ・森の恵みの有効活用 ・鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進 ・里地・里山や人工林等の適切な管理 ・野生鳥獣の適切な保護・管理
3-D	麒麟の森づくり事業参加者数	麒麟の森づくり事業により、基礎的な森林整備作業を安全かつ確に実施できる技術を習得した人数	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業の担い手づくり ・未利用バイオマスの利活用の促進 ・森の恵みの有効活用 ・鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進 ・里地・里山や人工林等の適切な管理 ・野生鳥獣の適切な保護・管理

4) 生活・暮らし分野

	内 容	成果指標の定義	対応する施策
4-A	家庭系可燃ごみの年間発生量 ※1	家庭から排出される可燃ごみの総量	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の担い手づくり ・きれいで暮らしやすいまちづくりの推進
4-B	家庭系ごみの一人一日あたりの発生量 ※2	一人一日あたりのごみ排出量	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化
4-C	プラスチックごみの資源化量	清掃センターに持ち込まれるプラスチックごみのうち、資源化された量	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の担い手づくり ・きれいで暮らしやすいまちづくりの推進 ・質の高いリサイクルの推進 ・ごみの減量化

※1 計画収集合計

※2 計画収集原単位

令和6（2024）年度 現 状	令和12（2030）年度 目 標	令和12（2030）年度 目標設定にあたっての考え方
201集落	203集落	第3次総合計画後期基本計画に定める目標値を目指す。
73ha	700ha	第3次総合計画後期基本計画に定める目標値を目指す。
年間193ha	年間325ha	第2次計画成果指標の一部達成にとどまったため、同じ目標値とする。（P.96 第2次計画成果指標 3-3「森林整備面積（間伐）」参照）
累計207人	累計280人	第2次計画期間（令和元年度～令和6年度）における成果指標の伸び率（76人）と同程度の増加を目指す。（P.96 第2次計画成果指標 3-4「里山スクール修了者数」参照）

令和6（2024）年度 現 状	令和12（2030）年度 目 標	令和12（2030）年度 目標設定にあたっての考え方
6,138 t	5,248t	第3次総合計画後期基本計画に定める目標値を目指す
478 g	430 g	第3次総合計画後期基本計画に定める目標値を目指す
79 t	138 t	第3次総合計画後期基本計画に定める目標値を目指す

5) 気候変動対策分野

	内 容	成果指標の定義	関連する施策
5-A	太陽光発電による再生比率	市内年間消費電力量に対する、太陽光発電による発電量が占める割合	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素社会実現に向けた人財づくり ・CO₂排出量の少ないライフスタイルへの転換 ・再生可能エネルギーの導入拡大
5-B	温室効果ガス排出量	市全域から排出される二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの量	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素社会実現に向けた人財づくり ・CO₂排出量の少ないライフスタイルへの転換 ・再生可能エネルギーの導入拡大 ・未利用木質系バイオマスの利活用の促進 ・CO₂吸収源としての森林の機能強化
5-C	新エネルギー・省エネルギー機器の導入によるCO ₂ 削減量	市民・事業者等が導入した蓄電池、電気自動車、ペレットストーブ、薪ストーブ等（補助金交付実績）によるCO ₂ 削減量	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素社会実現に向けた人財づくり ・CO₂排出量の少ないライフスタイルへの転換 ・再生可能エネルギーの導入拡大 ・未利用木質系バイオマスの利活用の促進 ・CO₂吸収源としての森林の機能強化

令和6（2024）年度 現 状	令和12（2030）年度 目 標	令和12（2030）年度目標設定にあたっての考え方
データなし	14%	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に定める目標値を目指す。
データなし	180kt- CO ₂	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に定める目標値を目指す。
257t- CO ₂	257t- CO ₂ 以上	令和6年度の実績値（257t- CO ₂ ）以上の数値を目指す。

4 リーディングプロジェクト

第3次丹波篠山市環境基本計画の理念、基本方針に沿って実施する施策の中には、市の現状や社会動向などを踏まえて特に重視すべきもの、計画の取り組み全体の底上げを図るうえで、重点的に取り組むべきものがあります。

そこで、計画により目指すまちの姿の早期実現に向けて、特に戦略的に取り組むべき施策をリーディングプロジェクトとして位置づけます。

リーディングプロジェクトは、全庁的な推進体制のもとで優先的に取り組むとともに、点検・評価によって成果の着実な積み重ねを図ります。

① 協働プロジェクトの推進

背景・目的

これまでの環境課題への対応は、行政が課題を一方向的に提示し、協力を呼びかける形式が一般的でした。しかし近年、環境課題は経済・社会の多様な要素と複雑に絡み合い、単独主体による対応では限界が生じています。こうした課題に対応するため、第2次環境基本計画では、課題設定や目標づくりの段階から多様な主体が関わる協働プロジェクトを推進してきました。

第2次環境基本計画策定後、協働で環境課題に取り組む個人や団体数は増加傾向にあります。今後は、それぞれの活動が持続可能な取り組みへ発展するために、産官学民金労言²⁰といった地域全体で応援・協力・連携できる体制の構築が必要です。

また、本施策では、行政主導で進めてきた環境対策が、市民自身の「自分たちでやろう」という意識へと転換されていくことも重要な視点としています。環境課題の解決を、自らの課題として捉え、主体的に行動する姿勢が地域全体に広がっていくことを目指します。

取り組み内容

ここで推進したい協働プロジェクトとは「環境を守るだけではなく、まちづくりに活かしていく活動であり、その方法として多様な主体が参画・連携できるオープンな活動スタイルをとるもの」と考えています。分かりやすく一言でいえば「みんなで協力して環境からまちを良くする活動」です。

このためには、3つの支援が必要と考えています。

1つめ、協働プロジェクトを市全体で応援・協力していくまちの雰囲気(応援文化)をつくり、新しい協働プロジェクトが市内のあちこちで芽生え始まるための支援(創発支援)です。

2つめ、芽吹いた協働プロジェクトが人・物・資金の面から持続可能な活動へと成長するための支援(自走化支援)です。

20：【産官学民金労言】企業(産)・国、地方公共団体(官)・大学(学)・市民(民)・金融機関(金)・労働団体(労)・メディア(言)の7つの主体が協力して、地域や社会の課題を解決しようとする考え方。

3つめに、未来の仲間づくりとして、環境活動やまちづくりに無関心・尻込みしていた未行動層、あるいは義務的・消極的な参加者が主体的・好意的に活動するための支援（自分事化支援）です。

そこで、協働プロジェクト推進の全体コーディネーター役として実行チームを結成して、協働プロジェクトの3つの支援の企画立案、プロジェクト間の連携強化、情報の可視化、資金調達の仕組みなど、横断的な支援体制の構築に取り組みます。

これら実行チームなどでの支援活動は、短期的な成果を求めるものではなく、2～3年をかけて協働の基盤を整え、10年後には地域全体に持続可能な環境活動が根付き、市民一人一人が主体的に関わっている状態を目指します。プロジェクトの成果や学びを地域全体に還元・共有することで、市民が「自らの手で担っていこう」という意識の醸成を図っていきます。

具体的な取り組み例

- ・ 実行チームによる協働プロジェクトの推進
- ・ 協働プロジェクトの実施支援
- ・ 協働プロジェクトの振り返り・評価
- ・ 協働プロジェクト改善・実施
- ・ 協働プロジェクトの自走化支援
- ・ 協働プロジェクトをマネジメントできる人財の育成
- ・ 外部人財、内部人財の交流の場の創出

想定される成果

【環境面】

- ・ 環境をよくする人が集まり、多様なアイデアが生まれる。
- ・ 環境活動が盛んになる。
- ・ 色々な人が「エコ・ティーチャー」として活躍し、取り組みが広がる。

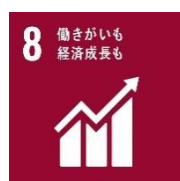
【経済面】

- ・ 環境活動を仕事とする人が増える。
- ・ 地域住民が環境活動にかかわることにより、資金が地域内で循環する。

【社会面】

- ・ 新たな人財が環境活動に参画し、まちがにぎわう。

関連するSDGsの目標



② 市民みんなで育てる「エコ・ティーチャー」プロジェクト

背景・目的

環境を大切にすることは、単に自然を守るだけでなく、健康・食・文化・観光など地域の豊かな価値を育む基盤を保つことでもあります。しかし、環境課題は難しい、専門知識がないと手が出しづらいと感じる人も多く、市民主体の取り組みが広がりにくいのが現状です。市民一人一人が「体験・経験を話せる人」「過去・現在・未来を一緒に考える人」として気軽に学び、伝えるチャンスを持つことで、暮らしの中で自然と環境に対する視点を持てる仕組みづくりが求められています。

取り組み内容

特別な資格を必要とせず、「学んで・体験して・伝える」というステップを通じて、誰もが地域の環境人財として活躍できる機会を提供します。また「協働の場」や「環境みらいパートナー事業者」等から新たなエコ・ティーチャーの誕生を目指します。

日常生活における自然への関心を根付かせることで、地域貢献と生きがいを両立させ、持続可能なまちづくりの推進につなげていきます。

具体的な取り組み例

- ・エコ・ティーチャー制度のさらなる機能強化と地域展開
- ・「エコ・ティーチャー」概念の多様化（ネーミングの検討）
- ・環境講師と学びたい市民をつなぐマッチング支援
- ・初心者でも気軽に参加できるサポート体制の整備
- ・市民自主企画のイベントで学びと発信の場を創出
- ・学校・企業・NPOなど多様な団体との連携強化
- ・高校生から中学生へなど、世代を超えて知識や経験を共有する機会の創出

想定される成果

【環境面】

- ・日常生活の中で環境保全への関心と行動が自然に根付く。

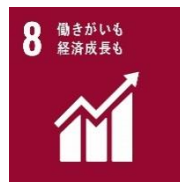
【経済面】

- ・地域企業が関わることにより、環境貢献企業としての認知度が高まる。
- ・他企業、団体との共催イベントを通じて、新たな関係性の構築や販路が開拓される。

【社会面】

- ・環境テーマを軸にした市民交流が活発化し、地域の連携・協力体制が強化される。
- ・「小さな先生」の登場で世代間の交流が促進され、子どもから高齢者までが共に学び合う場が増える。

関連するSDGsの目標





「自然や生きものが大切なのは分かるけれど、何をすればいいのかわからない」「環境に良いことって、なんだか難しそう…」と感じている方も多いのではないのでしょうか。

でも、特別なことをする必要はありません。日常の生活や作業の中で、「ついでにやってみる」ことや「自然へのちょっとした優しさ」を心がけることも、立派な環境保全の一步です。

丹波篠山市では、豊かな自然をこれからも守り続けていくために、身近にできる自然環境への取り組みの一例を「丹波篠山エコアップ12」としてご紹介しています。

日々の暮らしや作業に、「自然に優しいひと工夫（エコアップ）」を取り入れてみませんか？

できることからやってみよう
エコアップ12

12の取り組みはエコアップの一例です。日常の暮らしや普段の作業に「自然に優しいひと工夫（エコアップ）」を加えて、自然を守り活かし、より良い地域をつくりましょう！

里地・里山

- ごみひろいをするとき
一緒に外来植物の駆除も（オオキンケイギクなど）
- 竹を切ったとき
チップにすれば堆肥や敷材に（竹粉除菌の貸し出しも）あります
- 市の鳥「ツバメ」がやってきたとき
子育て中は軒先を貸してあげて（葉作りできる軒先が意外と買ってます）

かわ・みずべ

- ホタルがいるとき
6月は水辺の草刈りを控えて（ホタルは産卵を後に隠れ場、夜に出会いの場として利用します）
- 市の鳥「カワセミ」がいるとき
水辺に止まり木を設置してあげて（エサの魚を捕るための待機場所になります）
- 魚がいるとき
隠れ場・産卵場をつくってあげて

田んぼ・畦

- 代かき・田植えをするとき
濁った水を水路や川に流さないように気をつけて
- 蛙の草を刈るとき
少し高く刈るといいことがたくさん（イネ科雑草が生えにくくなる、益虫の隠れ場所になるなど）
- 中干しをするとき
オタマジャクシに足があるか確認してあげて（カエルは害虫をエサとします。足が生える前に水がなくなると、田んぼから脱出できません）

ため池・水路

- カエルが水路に落ちこちたとき
脱出できるか確認してあげて（脱出できないカエルたちは選い出せず田んぼに戻れません）
- 泥上げをするとき
タニシやドジョウのために泥や水草を少し残してあげて（生きものが泥の中に隠れたり、住みかになります）
- 池干しをするとき
一緒に外来生物の駆除も（ブラックバス、ブルーギルなど）

※益虫：害虫をエサとするなど農薬に抵抗する生きもの
クワ、カマギリ、ハサミなど

図17 エコアップの一例

資料編

1 丹波篠山市の環境の現状

① 環境の概要

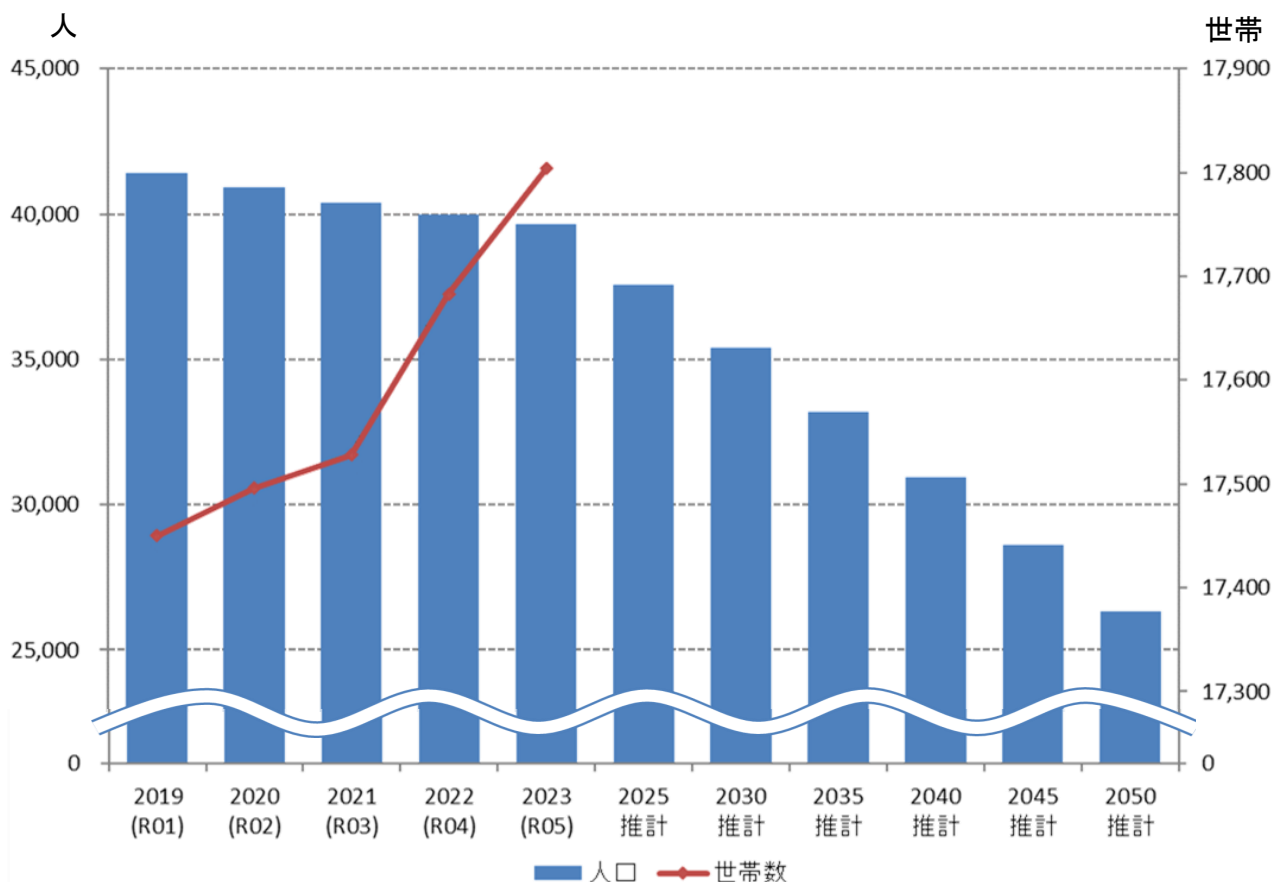
丹波篠山市は、兵庫県の中東部に位置し、面積は377.59平方キロメートルです。北は丹波市と京都府福知山市、東は京都府船井郡と南丹市、西は西脇市と加東市、南は三田市と川辺郡及び大阪府豊能郡にそれぞれ接しています。

森林と田畑が約8割を占める自然豊かな地域で、市内中央部を流れる加古川（篠山川）をはじめ、西南部を流れる武庫川、北部を流れる由良川という3つの河川の源流地域となっています。

② 人口及び世帯数の推移

丹波篠山市の人口は39,662人（令和5年9月30日現在）です。JR福知山線の複線化や通勤圏の拡大などを背景に、平成11（1999）年の合併後しばらくは増加傾向にありましたが、平成14（2002）年の47,829人をピークに減少に転じています。一方で、世帯数は核家族化などにより平成11（1999）年から増加し続けています。

また、国立社会保障・人口問題研究所による『日本の地域別将来推計人口』では、令和2（2020）年の人口を100%とした場合、30年後の2050年には66.5%まで減少すると推計されています。具体的な数字にすると、2050年の人口は26,326人となります。



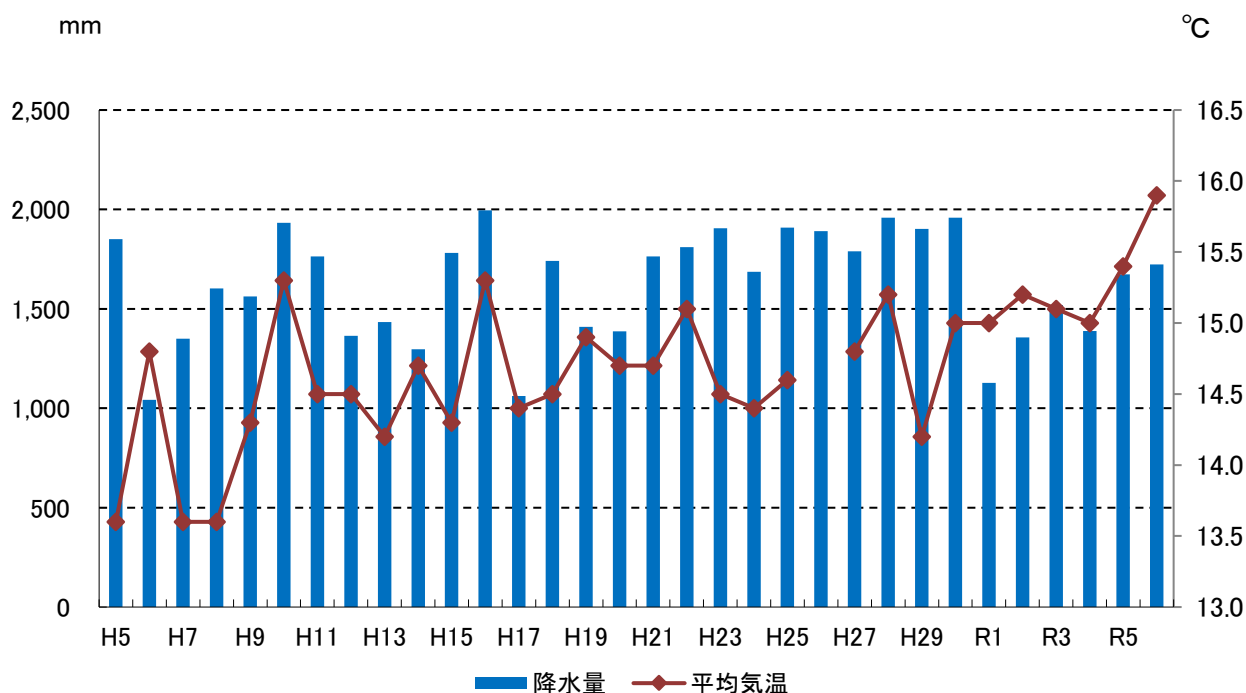
資料：丹波篠山市統計書、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』

資料編において、年、あるいは年次とあるのは暦年（1月～12月）を、年度とあるのは会計年度（4月～翌年3月）を、「何年何月何日現在」とあるのは当該日における事実を示しています。

③ 降水量と平均気温の推移

丹波篠山市の気候は、冬季は日本海側からの寒波の影響もあり比較的寒気が厳しく、夏季は盆地に熱気が溜まって気温は上昇するという内陸的気候が特徴で夏と冬、朝と夜の気温差がともに大きくなっています。年間の平均気温は15.9℃(令和6(2024)年)で、平成30(2018)年以降は連続で15℃以上となっており、上昇傾向にあります。

年間の降水量は、平成5(1993)年以降、最少で1,042mm(平成6(1994)年)、最多で1,996mm(平成16(2004)年)と年ごとに大きく開きがあります。



注) 平成26(2014)年の平均気温は資料不足値のため欠損

資料：気象庁ホームページ 柏原観測所の値

④ ごみの収集及び処理状況の推移

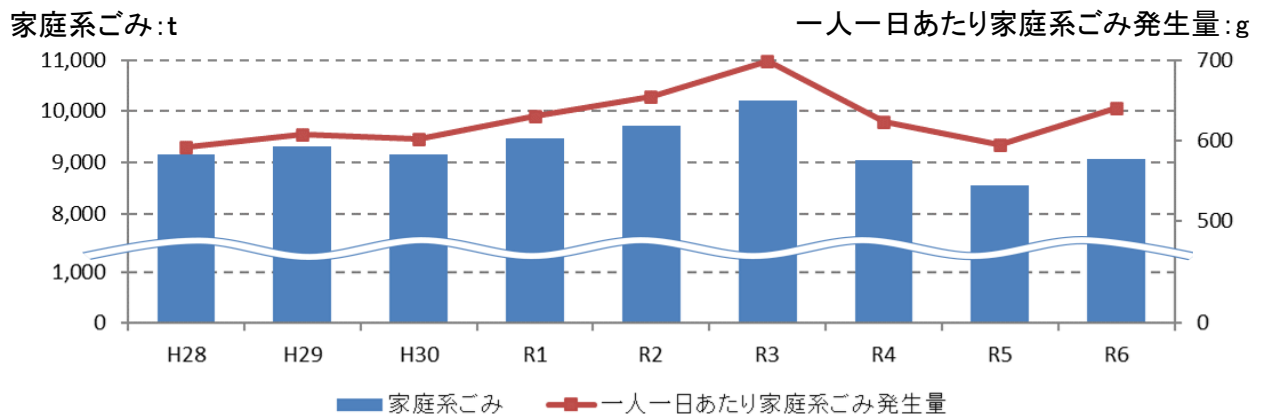
丹波篠山市内のごみは、丹波篠山市清掃センター等で処理されています。清掃センターでのごみ収集及び処理の状況は次のとおりです。

家庭から発生するごみ（計画収集及び家庭からの直接搬入によるもの）は年度ごとに増減がありますが、一人一日あたりの家庭系ごみ発生量は微増傾向にあります。

（単位：t）

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
収集人口（人）	42,443	41,968	41,658	41,168	40,677	40,050	39,783	39,469	38,838	
処理総量	14,924	15,353	15,468	15,524	15,448	15,864	14,568	14,019	14,492	
可燃ごみ	計画収集量 A	7,009	7,048	6,869	7,098	6,998	6,941	6,820	6,607	6,399
	直接搬入（家庭系） B	1,187	1,444	1,374	1,428	1,667	1,495	1,253	1,257	1,379
	直接搬入（事業系）	5,563	5,815	6,113	5,840	5,511	5,300	5,334	5,275	5,287
	小計	13,759	14,307	14,356	14,366	14,176	13,736	13,407	13,139	13,065
不燃ごみ	計画収集量 C	467	483	476	468	515	472	441	431	402
	直接搬入（家庭系） D	497	331	432	471	538	1,305	528	268	893
	直接搬入（事業系）	201	232	204	219	219	351	192	181	132
	小計	1,165	1,046	1,112	1,158	1,272	2,128	1,161	880	1,427
家庭系ごみ計（A+B+C+D）	9,160	9,306	9,151	9,465	9,718	10,213	9,042	8,563	9,073	
一人一日あたり家庭系ごみ発生量（g）	591	608	602	630	655	699	623	594	640	
焼却処理	13,229	13,602	13,233	12,970	13,697	12,878	13,151	12,598	12,356	
資源化	735	763	751	707	868	773	647	572	575	
埋め立て	700	556	594	634	689	1,605	693	412	996	
処理量計	14,664	14,921	14,578	14,311	15,254	15,256	14,491	13,582	13,927	

※人口は各年度末現在



資料：丹波篠山市清掃センター

⑤ プラスチックごみ処理状況の推移

丹波篠山市内で発生するプラ容器包装、ペットボトルのプラスチックごみのうち、丹波篠山市清掃センターでの処理状況は次のとおりです。

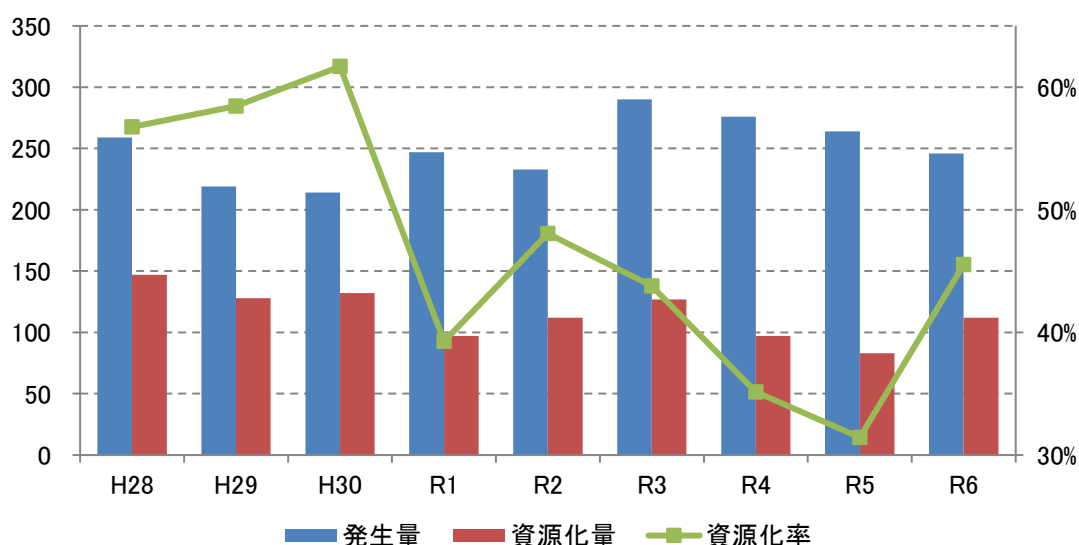
プラスチックごみの中には、汚れたものや分別が不十分なものがあり、資源化されるものは発生量の約60%に留まっています。

(単位：t)

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①プラ容器包装									
発生量	216	170	162	200	178	239	225	213	194
資源化量	107	90	92	61	74	85	59	47	79
資源化率	49.5%	52.9%	56.8%	30.5%	41.6%	35.6%	26.2%	22.1%	40.7%
処分量	109	80	70	139	104	154	166	166	115
②ペットボトル									
発生量	43	49	52	47	55	51	51	51	52
資源化量	40	38	40	36	38	42	38	36	33
資源化率	93.0%	77.6%	76.9%	76.6%	69.1%	82.4%	74.5%	70.6%	63.5%
処分量	3	11	12	11	17	9	13	15	19
①プラ容器包装+②ペットボトル									
発生量	259	219	214	247	233	290	276	264	246
資源化量	147	128	132	97	112	127	97	83	112
資源化率	56.8%	58.4%	61.7%	39.3%	48.1%	43.8%	35.1%	31.4%	45.5%
処分量	112	91	82	150	121	163	179	181	134

発生量・資源化量：t

資源化率



資料：丹波篠山市清掃センター

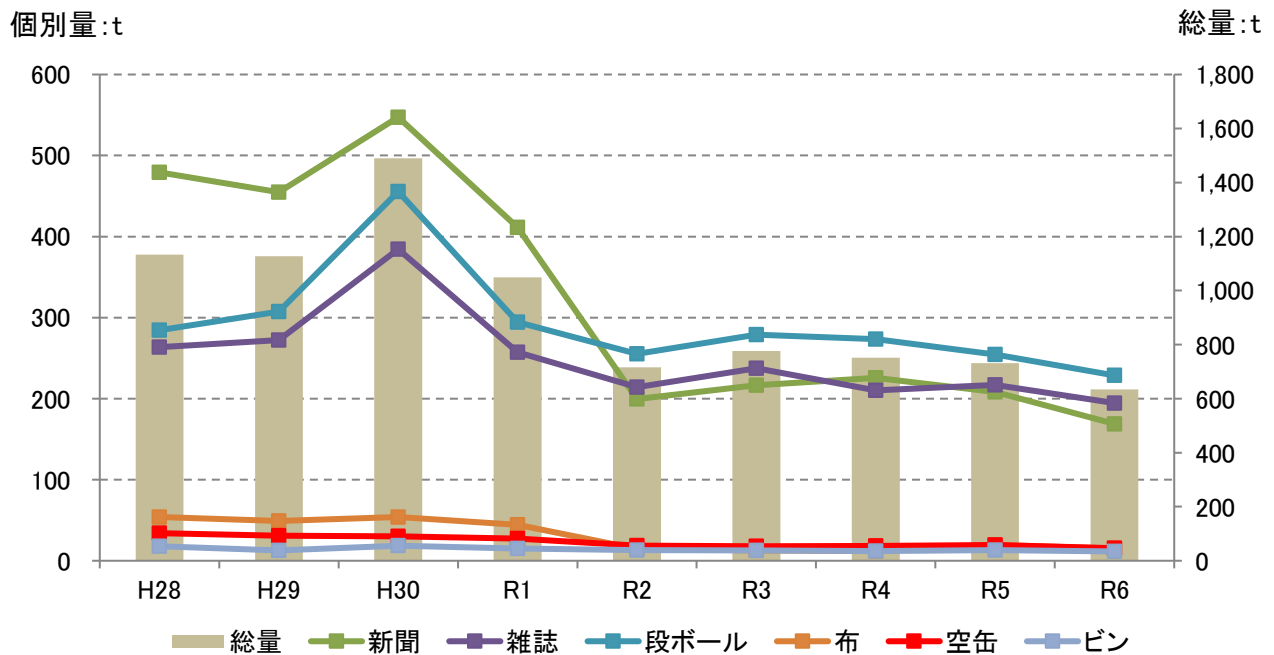
⑥ 資源ごみ集団回収の推移

紙類、布、ビン、空き缶類は小中学校のPTAや自治会等で定期的に回収されています。回収物は、新聞紙、雑誌、段ボールなどの紙類が最も多くなっています。

近年は総量をはじめ、全体的に減少傾向にあります。平成30（2018）年はPTA等による回収量の増加と拠点回収の周知活動により、総量が増加しました。

（単位：t）

年度	総量	新聞	雑誌	段ボール	布	ビン	空き缶
H28	1,133	479	264	285	54	18	34
H29	1,127	455	272	308	49	13	31
H30	1,490	547	384	456	54	19	30
R1	1,050	411	257	294	44	15	27
R2	716	200	214	255	15	13	19
R3	777	217	237	279	13	13	18
R4	752	226	210	274	12	12	18
R5	731	208	217	255	19	13	19
R6	634	169	195	229	15	11	15



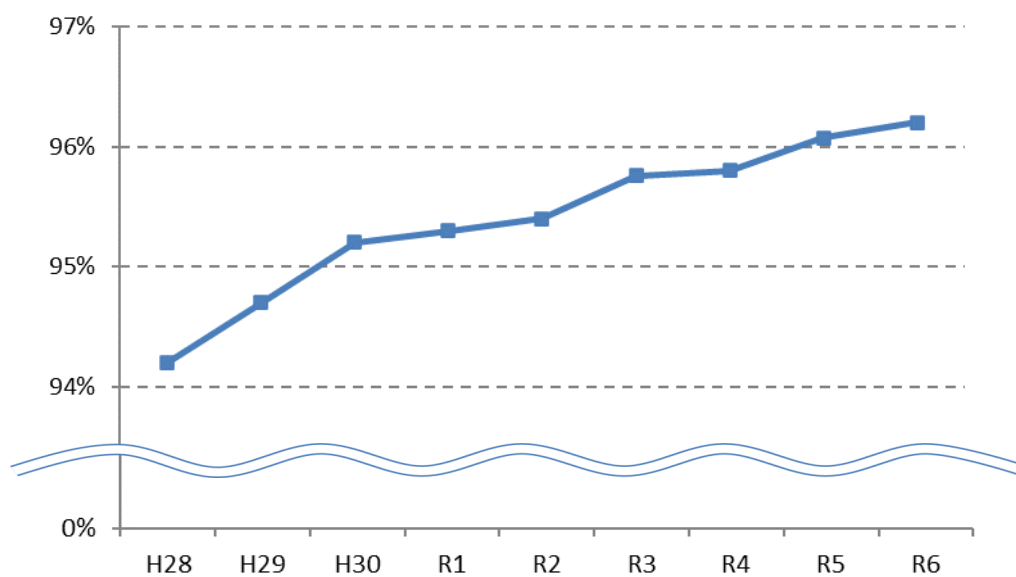
資料：丹波篠山市農村環境課

⑦ 水洗化率

下水道や合併処理浄化槽を利用している人数を全人口で割った水洗化率は次のとおりです。
丹波篠山市では、下水道への接続や合併処理浄化槽の設置が進み、令和6（2024）年度末の水洗化率は96.2%となっています。

（単位：％）

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
水洗化率	94.2	94.7	95.2	95.3	95.4	95.76	95.8	96.07	96.2



資料：丹波篠山市上下水道課

⑧ 河川水質調査結果

丹波篠山市では、市内の河川の水質の状況を監視するため、年4回（3・6・9・12月）、7つの河川（篠山川・東条川・四斗谷川・武庫川・羽束川・宮田川・友瀧川）の最下流域（市境）付近で水質調査を行っています。水のきれいさを表す際に用いる一般的な指標であるBOD²¹の年間の平均値は次のとおりです。

（単位：mg/ℓ）

河川名	R2	R3	R4	R5	R6	平均値
篠山川（大山下）	1.7	1.6	0.7	0.7	0.7	1.08
東条川（木津）	1.7	1.5	1.3	1.2	1.2	1.38
四斗谷川（釜屋）	1.2	1.4	0.5	0.5	0.5	0.82
武庫川（草野）	1.2	1.2	0.5	0.5	0.5	0.78
羽束川（後川下）	1.0	1.1	0.4	0.4	0.4	0.66
宮田川（黒田）	1.1	1.4	0.5	0.6	0.4	0.80
友瀧川（遠方）	0.8	1.1	0.4	0.5	0.4	0.64

資料：丹波篠山市農村環境課

21：【BOD】生物化学的酸素要求量。水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したもの。一般に、BODの値が大きいほど、その水質は悪いといえる。なお、武庫川水系ではA類型の2mg/ℓ以下が環境基準。

⑨ 林野面積

丹波篠山市の林野面積は、約28,000haで推移しています。また、人工林が約3割、天然木が約7割を占めており、人工林が比較的少ない森林といえます。

（単位：ha）

年次	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人工林	7,948	7,957	7,959	7,959	7,960	7,960	7,960
天然木	19,333	19,323	19,320	19,320	19,319	19,319	19,317
竹林	99	99	99	99	99	99	99
国有林	506	497	497	497	497	496	495
その他	304	304	304	304	304	304	304
合計	28,190	28,180	28,179	28,179	28,179	28,178	28,175

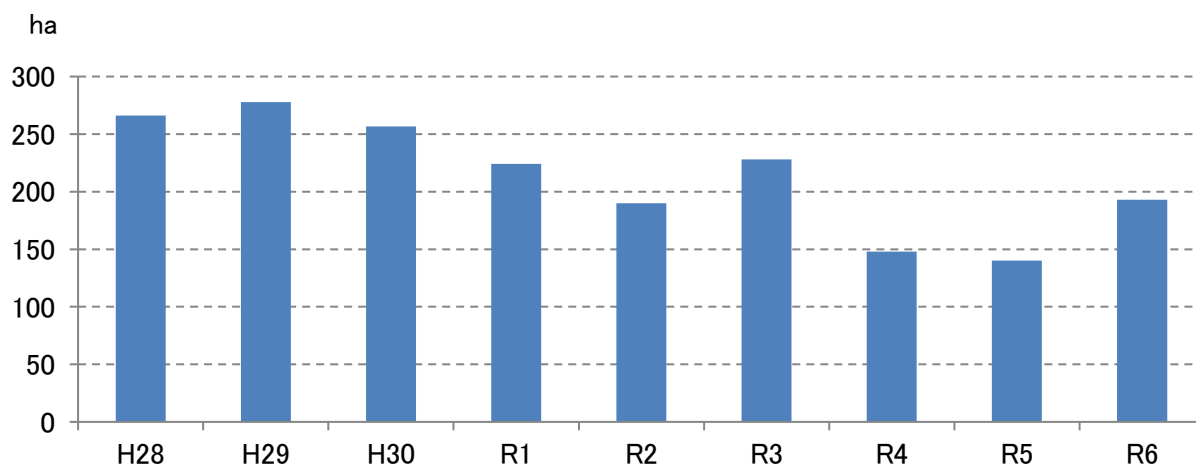
資料：丹波篠山市統計書 各年3月末現在

⑩ 間伐実施面積

丹波篠山市では、ふるさとの森づくり構想に基づき、毎年人工林の間伐に取り組んでいます。各年度の実施面積は次のとおりです。

(単位：ha)

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
間伐実施面積	266	278	257	224	190	228	148	140	193



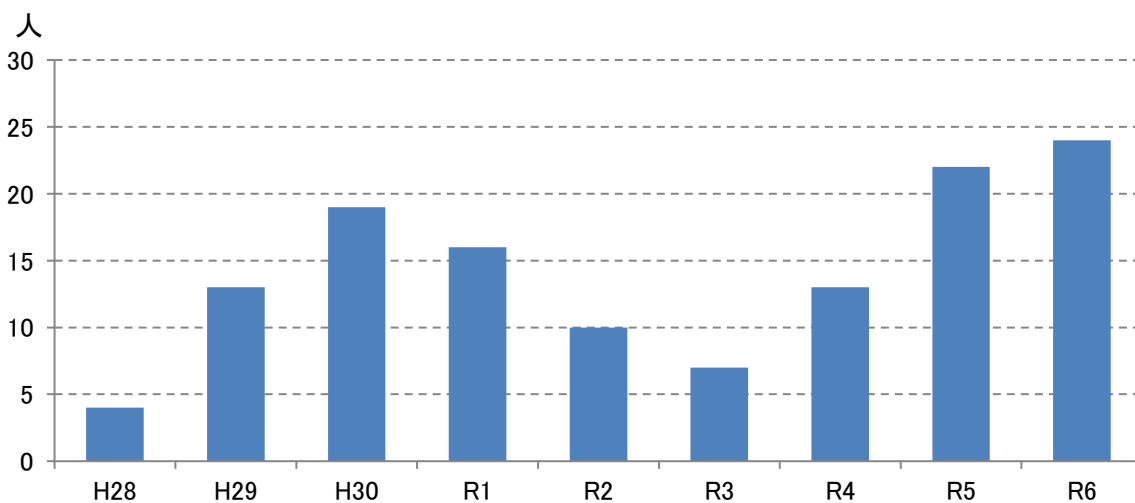
資料：丹波篠山市森づくり課

⑪ 里山スクール受講者数

丹波篠山市では、森林所有者自らが里山や森林を整備できるよう、必要な基礎的知識を学ぶ「里山スクール」を実施しています。各年度の受講者数は次のとおりです。

(単位：人)

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
受講者数	4	13	19	16	10	7	13	22	24



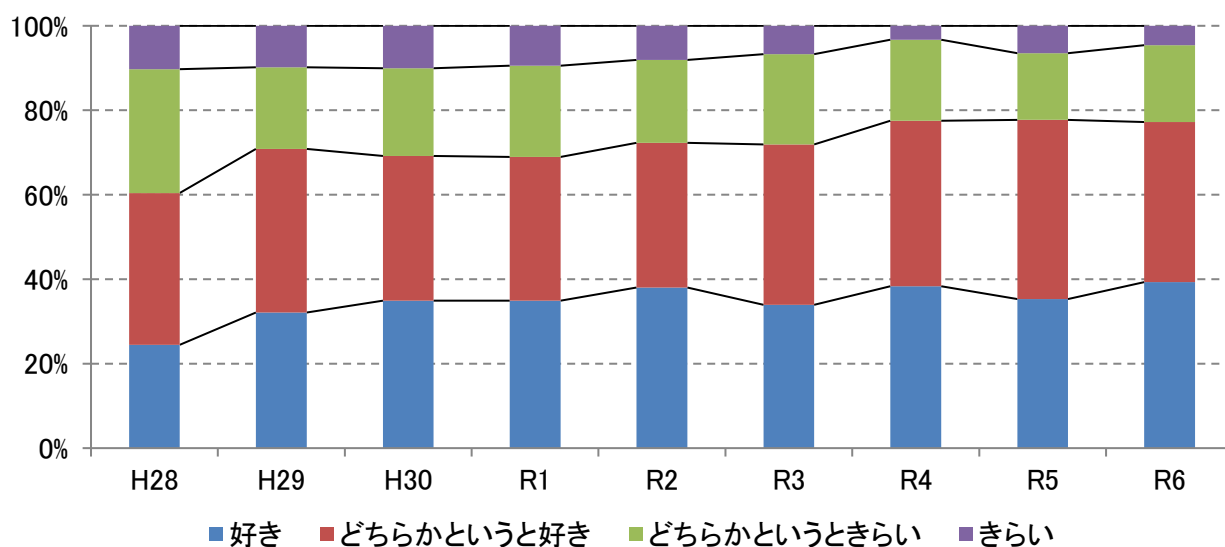
資料：丹波篠山市森づくり課

⑫ 生きものが好きな子どもの割合

丹波篠山市では、平成27（2015）年度から市内の小学6年生を対象に自然や生きものとの関係についてのアンケートを実施しています。年度により増減がありますが、令和2（2020）年度以降は7割以上の児童が生きものについて「好き」「どちらかという好き」と回答しています。

（単位：人）

年度	回答者数	好き	どちらかという好き	どちらかというときらい	きらい
H28	332	24.4%	35.8%	29.2%	10.2%
H29	310	31.6%	38.1%	19.0%	9.7%
H30	318	34.9%	34.3%	20.8%	10.1%
R1	330	34.8%	33.9%	21.5%	9.4%
R2	332	38.0%	34.3%	19.6%	8.1%
R3	327	33.9%	37.9%	21.4%	6.7%
R4	329	38.3%	39.2%	19.2%	3.3%
R5	292	35.3%	42.5%	15.8%	6.5%
R6	280	39.3%	37.9%	18.2%	4.6%



資料：丹波篠山市農村環境課

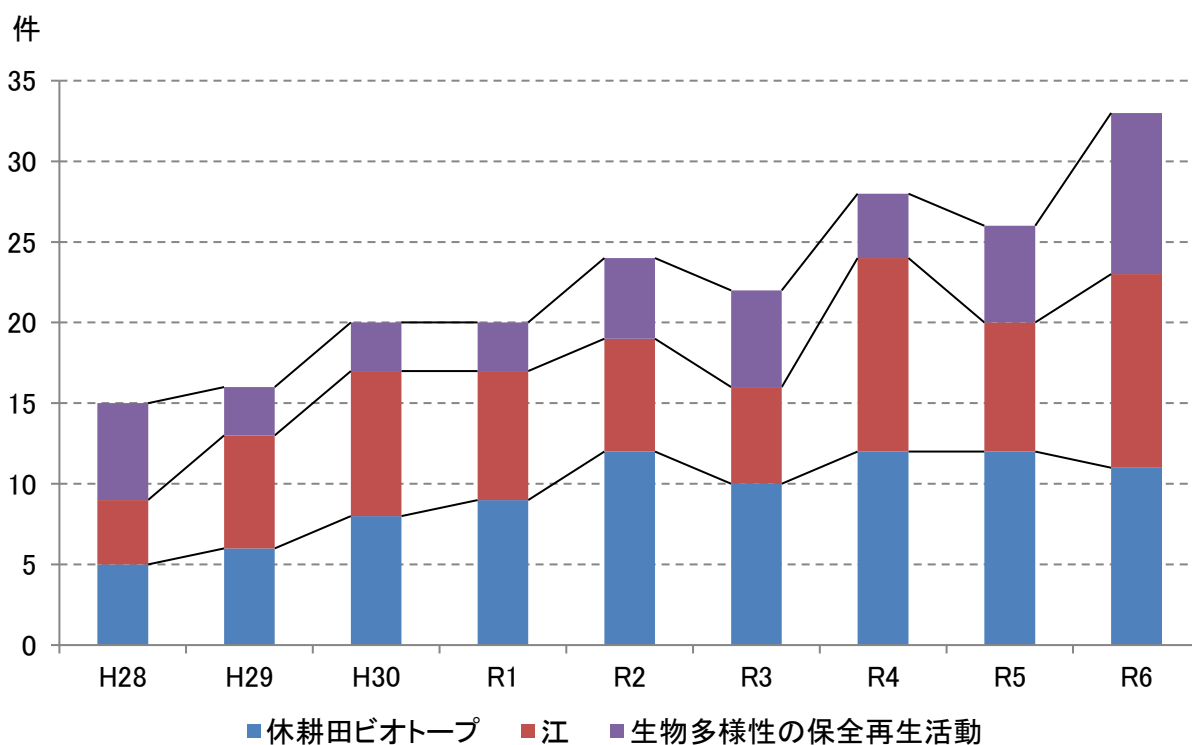
⑬ 環境保全活動の実施主体数

丹波篠山市では、平成25（2013）年度から市民や市内で活動する団体等が実施する環境保全活動に補助金を交付して支援しています。

近年では、休耕田に通年で水をためる「休耕田ビオトープ」や、田んぼの周囲を掘り上げて溝「江」を設ける取り組みが広がっています。

（単位：件）

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
休耕田ビオトープ	5	6	8	9	12	10	12	12	11
江	4	7	9	8	7	6	12	8	12
生物多様性の 保全再生活動	6	3	3	3	5	6	4	6	10
計	15	16	20	20	24	22	28	26	33



資料：丹波篠山市農村環境課

⑭ 農家戸数及び農業就業者数

令和2（2020）年の農家戸数は、昭和55（1980）年に比べて、約2,500戸減少しており、農業就業者数も約1,800人減少しています。農業就業者は平成27（2015）年に4,000人を下回りましたが、令和2（2020）年にかけては増加傾向にあります。

（単位：戸・人）

年次	農家戸数	農業就業者	年次	農家戸数	農業就業者
S55	5,827	7,133	H22	4,274	4,742
H2	5,321	6,197	H27	3,774	3,981
H12	4,820	5,637	R2	3,286	5,335
H17	4,567	5,207			

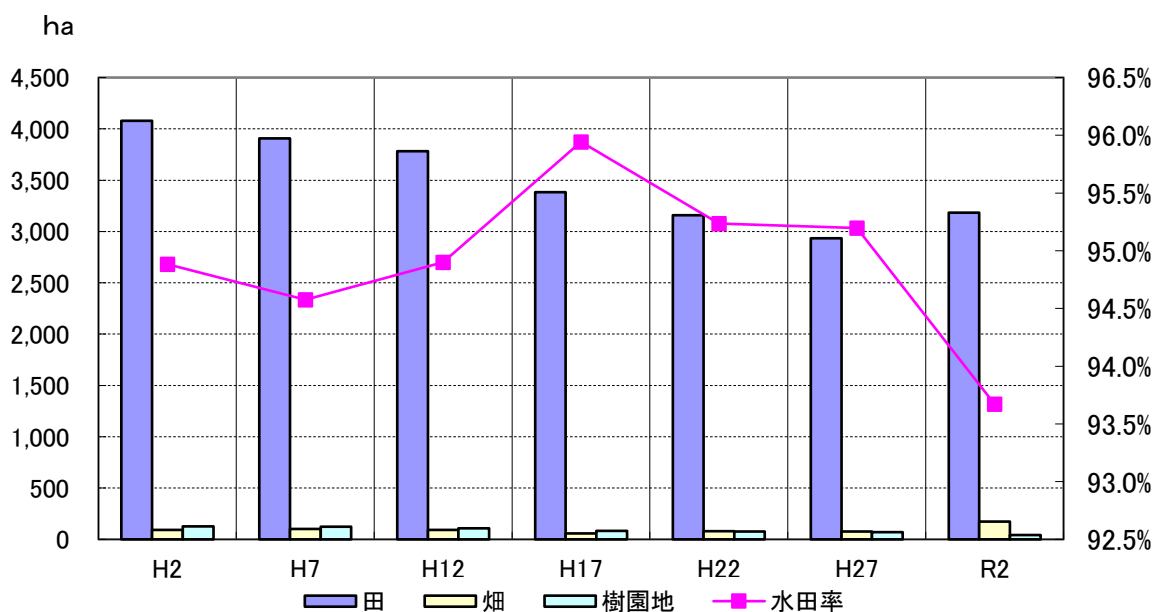
資料：農林業センサス 各年2月1日現在

⑮ 経営耕地面積の推移

農業を営む者が実際に経営している耕地は、平成2（1990）年から減少傾向にあります。水田としての利用は94%前後で推移しており、経営耕地の大部分が水田として利用されています。

（単位：ha）

年次	総数	田	畑	樹園地	水田率
H2	4,299	4,079	93	127	94.9%
H12	3,983	3,782	92	109	94.9%
H17	3,525	3,382	59	84	95.9%
H22	3,316	3,158	81	77	95.2%
H27	3,081	2,933	77	71	95.2%
R2	3,397	3,182	173	42	93.7%



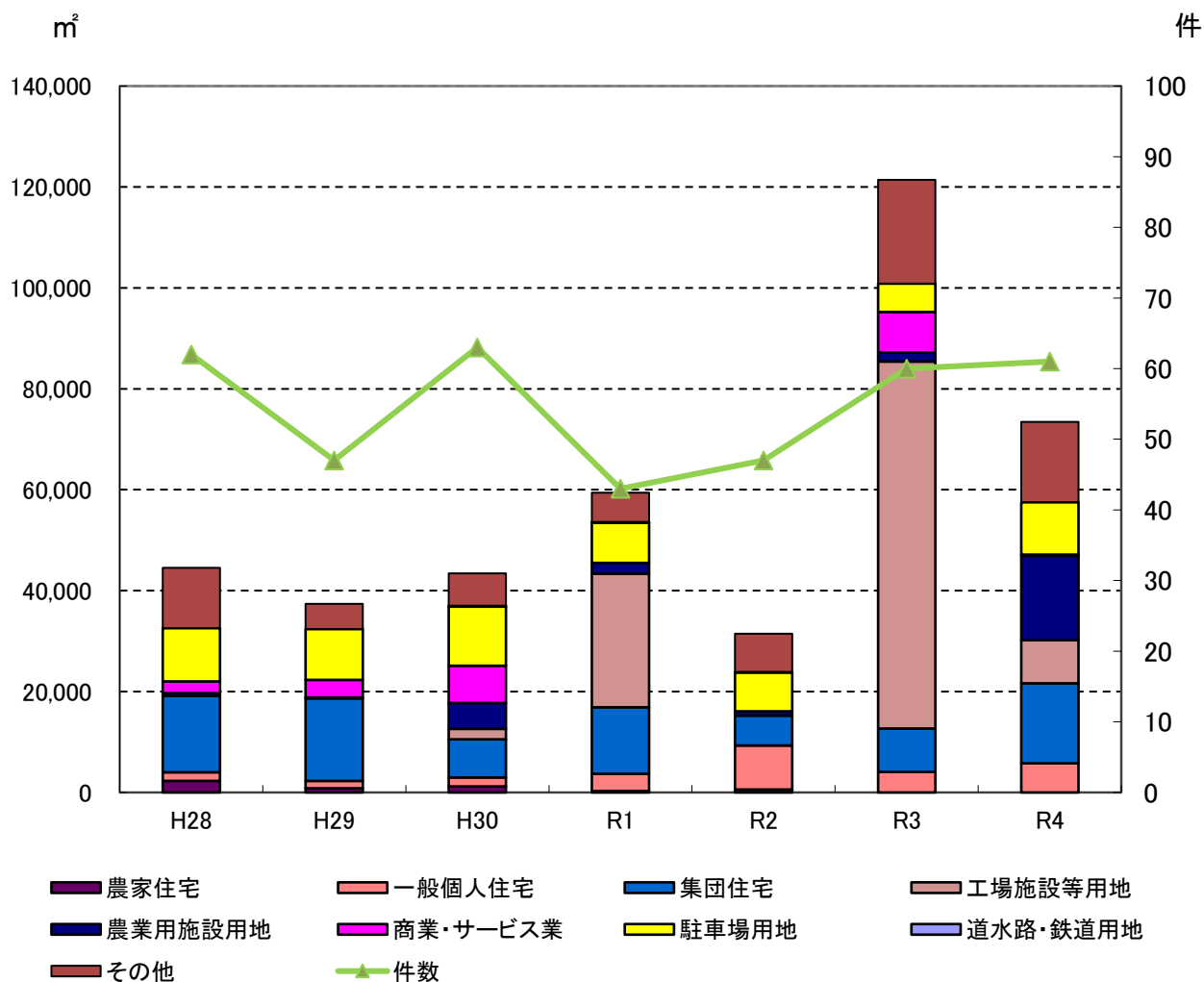
資料：農林業センサス 各年2月1日現在

⑩ 農地転用の状況

集団住宅の建設や駐車場整備による農地転用が多くを占めています。また、件数は年間40～60件前後で推移しています。

(単位：件・㎡)

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件数	62	47	63	43	47	60	61
農家住宅	2,323	820	1,191	276	588	0	0
一般個人住宅	1,670	1,452	1,803	3,406	8,693	4,043	5,789
集団住宅	15,115	16,369	7,562	13,182	5,953	8,600	15,876
工場施設等用地	0	0	2,079	26,514	0	72,742	8,533
農業用施設用地	564	185	5,123	2,105	871	1,766	16,673
商業・サービス業	2,345	3,511	7,339	0	0	8,079	279
駐車場用地	10,574	10,044	11,748	7,939	7,678	5,602	10,353
道水路・鉄道用地	0	0	165	174	97	0	0
その他	11,946	5,030	6,426	5,799	7,612	20,568	15,956



資料：丹波篠山市統計書

⑰ 有害鳥獣捕獲数

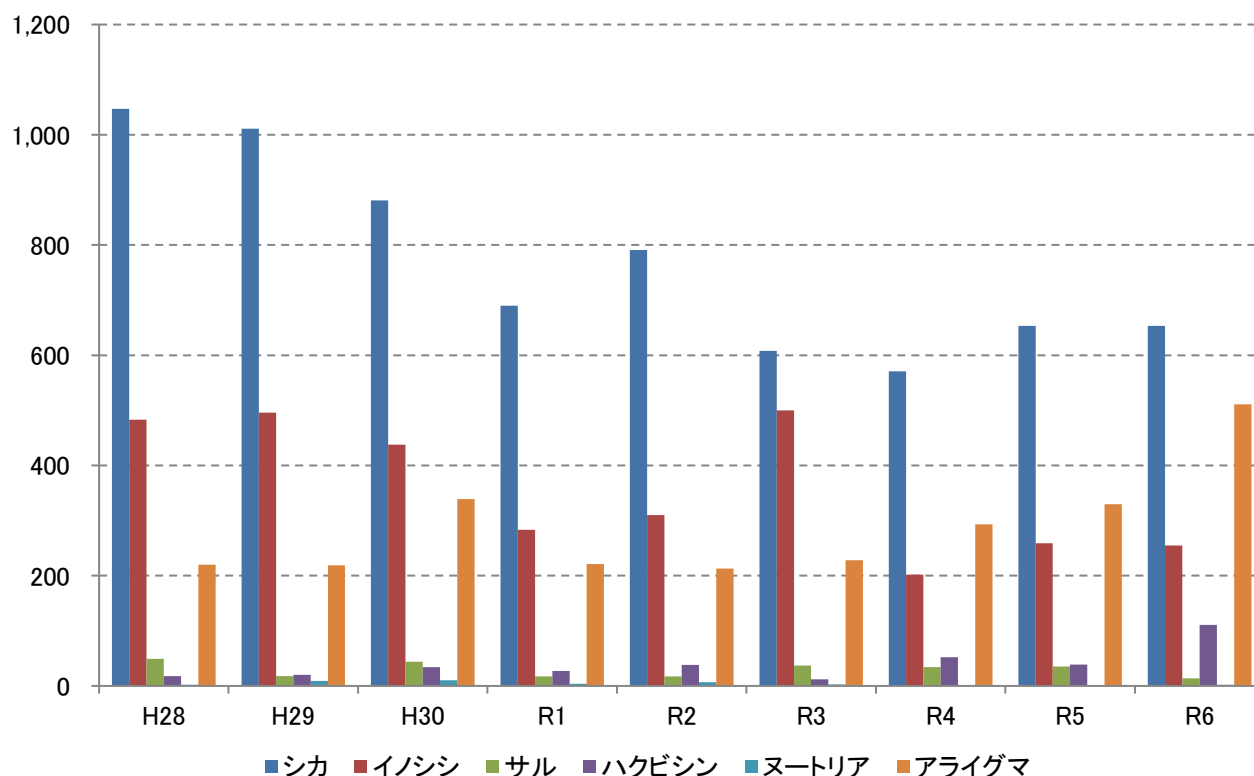
行政、猟友会、JA、NPO、農家、自治会などで構成する丹波篠山市有害鳥獣対策推進協議会により、農作物に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲に取り組んでいます。

シカ、イノシシの捕獲数は減少傾向ですが、アライグマの捕獲数が増加傾向にあります。

(単位：頭)

年度	シカ	イノシシ	サル	ハクビシン	ヌートリア	アライグマ
H28	1,047	483	49	18	2	220
H29	1,011	496	18	20	9	219
H30	881	438	44	34	10	339
R1	690	283	17	27	4	221
R2	791	310	17	38	7	213
R3	608	500	37	12	3	228
R4	571	202	34	52	1	293
R5	653	259	35	39	0	330
R6	653	255	14	111	2	511

頭



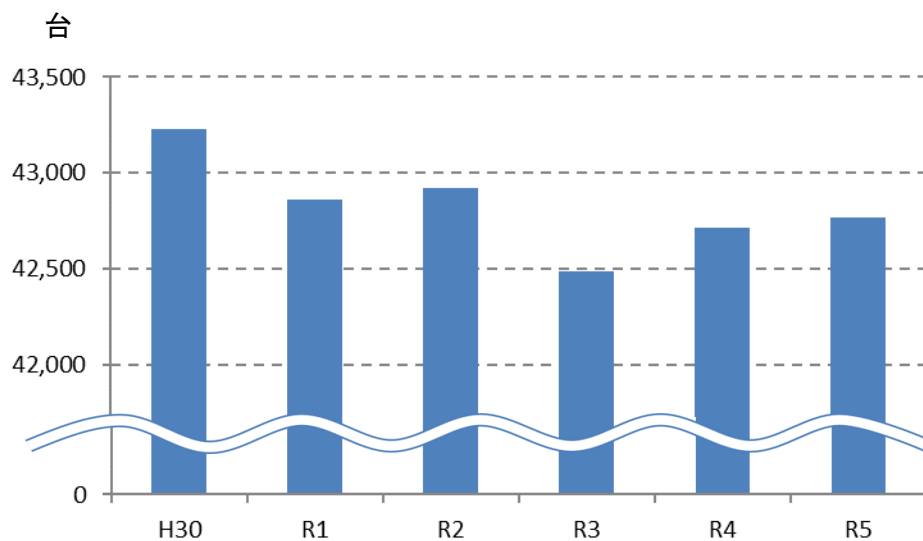
資料：丹波篠山市森づくり課

⑱ 自動車台数の推移

自動車台数は減少傾向ですが、丹波篠山市の人口39,662人（令和5年9月30日現在）からすると、1人1台以上を所有している計算になります。

（単位：台）

年次	H30	R1	R2	R3	R4	R5
自動車台数	43,227	42,865	42,925	42,489	42,717	42,767



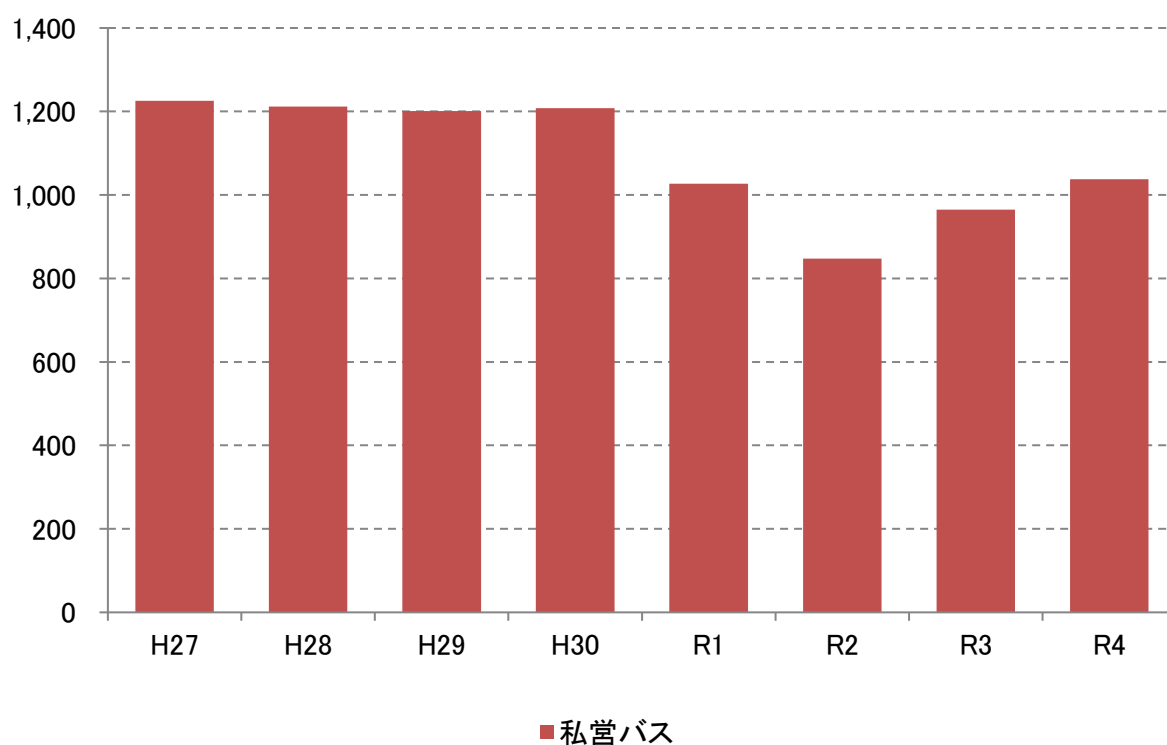
資料：丹波篠山市統計書 各年3月末現在

⑱ 公共交通（私営バス）の利用状況

私営バス（（株）ウイング神姫・京阪京都交通（株）・日本交通（株）（乗合タクシー）含む）の1日の平均利用者数は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行に伴い、一時減少しましたが、ここ数年は約1,000人程度で推移しています。

（単位：日平均人）

年次	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
私営バス	1,226	1,211	1,201	1,208	1,027	847	965	1,038



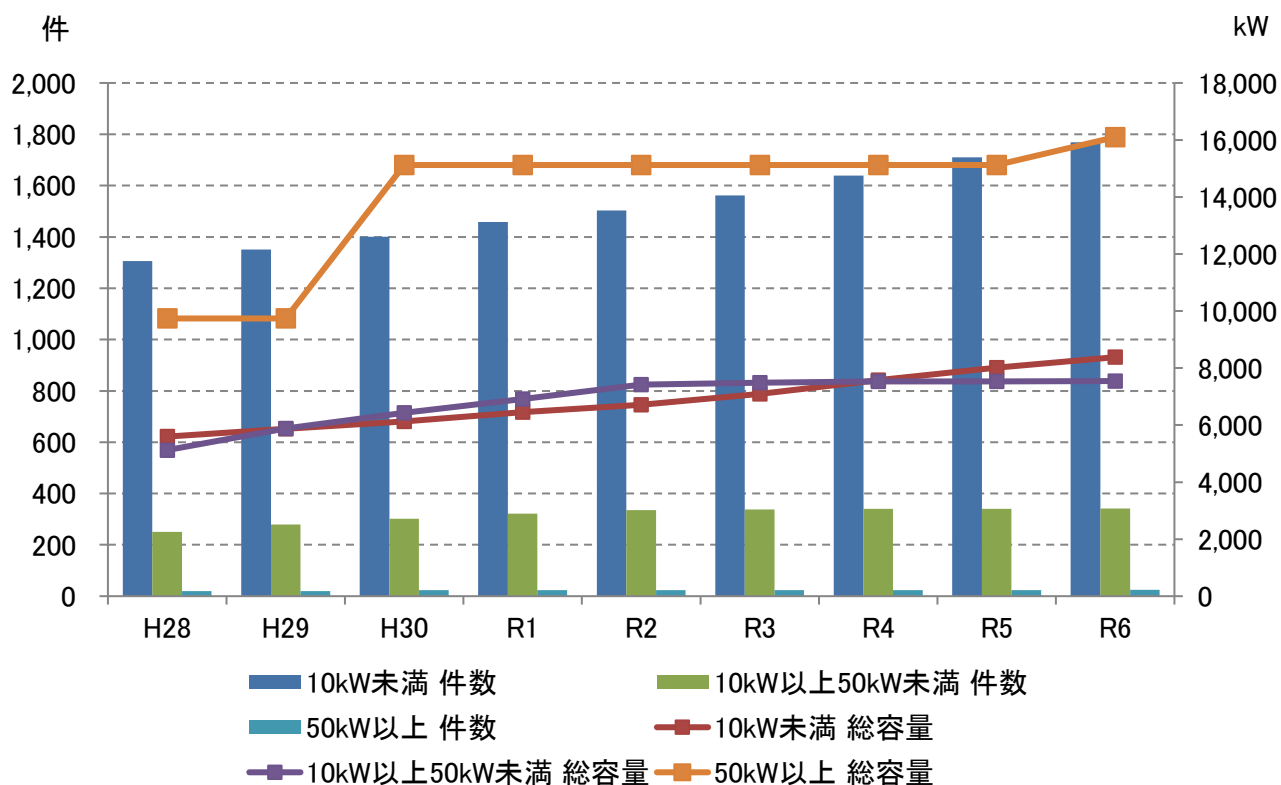
資料：丹波篠山市統計書

⑳ 太陽光発電設備の導入状況

太陽光発電設備導入状況は、固定価格買取制度（FIT）による売電収入の確保や、設備導入費用の下落が普及を後押ししたことにより、容量10kW未満の「住宅用」、容量10kW以上の「非住宅用（事業用）」ともに、件数、総容量ともに年々増加しています。

（単位：件・kW）

年度	10kW未満		10kW以上50kW未満		50kW以上	
	件数	総容量	件数	総容量	件数	総容量
H28	1,306	5,597	251	5,123	20	9,740
H29	1,351	5,866	279	5,879	20	9,740
H30	1,401	6,126	302	6,437	23	15,124
R1	1,458	6,450	322	6,915	23	15,124
R2	1,503	6,712	335	7,422	23	15,124
R3	1,562	7,092	338	7,488	23	15,124
R4	1,639	7,578	340	7,529	23	15,124
R5	1,710	8,013	340	7,529	23	15,124
R6	1,769	8,382	341	7,545	25	16,100



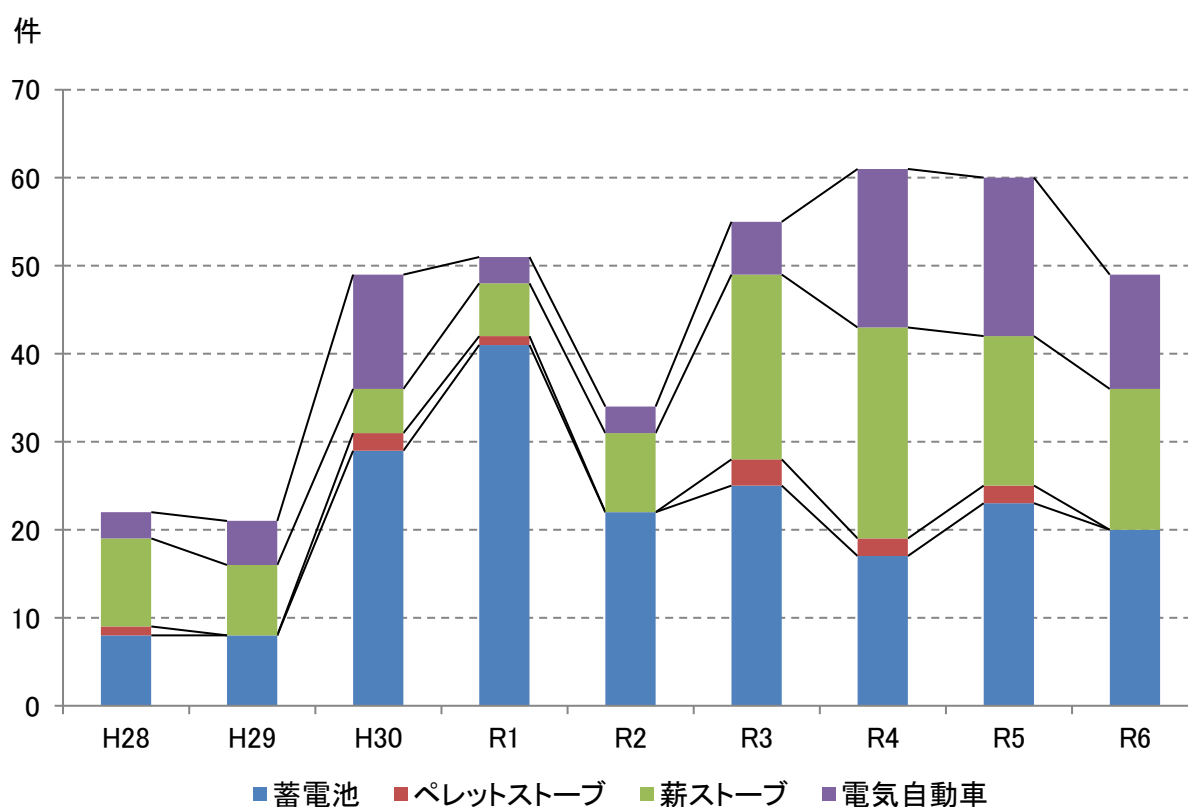
資料：資源エネルギー庁 固定価格買取制度における太陽光発電設備導入状況
各年3月末日現在

㊦新エネルギー・省エネルギー設備の導入状況

丹波篠山市では、平成27（2015）年度から市民や事業者等が新エネルギー・省エネルギー設備を導入する際に補助金を交付しています。補助対象設備のうち、蓄電池、ペレットストーブ、薪ストーブ、電気自動車の導入状況は次のとおりです。

（単位：件）

年次	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
蓄電池	8	8	29	41	22	25	17	23	20
ペレットストーブ	1	0	2	1	0	3	2	2	0
薪ストーブ	10	8	5	6	9	21	24	17	16
電気自動車	3	5	13	3	3	6	18	18	13
合計	22	21	49	51	34	55	61	60	49



資料：丹波篠山市農村環境課

㊸ 天然記念物

丹波篠山市内には国指定2件、県指定3件、市指定9件、合計14件の文化財が天然記念物として指定されています。

種別	名称	所在地
国指定文化財	日置のハダカガヤ	日置 磯宮八幡神社
国指定文化財	追手神社モミの木	大山宮 追手神社
県指定文化財	安田の大スギ	安田 住吉神社
県指定文化財	医王寺のラッパイチョウ	北 医王寺
県指定文化財	藤坂のカツラ	藤坂
市指定文化財	アズマイチゲ（群落）	大山宮
市指定文化財	漣痕と貝の這い跡	河原町
市指定文化財	小原の大銀杏 2本	小原
市指定文化財	五葉の松	宮田
市指定文化財	四本杉	辻
市指定文化財	ねず（むろ）の木	畑市
市指定文化財	和田寺のシイ	今田町下小野原 和田寺
市指定文化財	西方寺のサザンカ	今田町今田新田 西方寺
市指定文化財	川原のナツツバキ	川原 ささやまの森公園

資料：丹波篠山市統計書

2 計画策定までの会議等開催経過

年度	時期	審議会等	主な内容
令和6年度	6月12日	第1回	・第3次環境基本計画策定に向けた概要説明について ・第2次計画策定後の関連環境施策について
	7月30日	第2回	・諮問書の手交 ・第3次計画の策定方針(案)について ・第3次環境基本計画策定に向けたワークショップ 【テーマ】第2次環境基本計画はまちづくりに生かされたのか?
	11月5日	第3回	・第3次環境基本計画策定に向けたワークショップ 【テーマ】丹波篠山の環境を守り、活かすためには、何が問題でその原因はどこか?
	2月3日	第4回	・第3次環境基本計画策定に向けたワークショップ 【テーマ】〇〇問題を解決するための施策アイデアは?
令和7年度	5月30日	第1回	・第3次環境基本計画策定に向けた概要について
	6月18日	第2回	・第3次計画（骨子素案）について ・意見交換
	7月30日	第3回	・第3次計画（案）について ・意見交換
	8月27日	第4回	・答申（案）について ・意見交換
	10月9日 ～10月17日	第5回 書面決議	第3次計画（案）答申案 書面決議
	11月7日	市長へ答申	
	1月21日 ～2月20日	パブリック コメント	
	3月5日	第6回	・パブリックコメント結果について
	3月	公表	計画策定、公表
令和8年度	4月～		第3次計画の推進

3 環境審議会委員名簿

No	職名等	氏名	選任区分
1	丹波篠山市認定農業者連絡協議会 会長	石田 浩一	農業
2	うめたんFUJI 代表	梅谷 美知子	環境ビジネス
3	元兵庫県丹波県民局県民交流室環境課 主幹	岸田 宜久	公害
4	木工家	岸田 万穂	森林資源利活用
5	丹波篠山 吉良農園	吉良 佳晃	農業・環境教育
6	篠山自然派 メンバー	崎田 薫	農業
7	武庫川女子大学 教授	酒井 達哉	環境教育
8	丹波篠山市農業委員会 会長	酒井 正博	農業
9	NPO法人 里地里山問題研究所 代表理事	○鈴木 克哉	獣害
10	篠山東雲高校 主幹教諭	田井 彰人	生き物・環境教育
11	丹波篠山市環境推進協議会 会長	高橋 譲二	衛生・公害
12	NPO法人 バイオマス丹波篠山 理事長	高橋 隆治	バイオマス利活用
13	京都先端科学大学 教授	◎丹羽 英之	生き物・環境問題
14	畑休燃料株式会社 代表取締役	畑 貴之	温暖化・エネルギー
15	おとわの森子育てママフィールド petit prix 代表	原田 舞	市民生活
16	元丹波篠山市女性委員会 副委員長	本莊 賀寿美	市民生活
17	元丹波篠山市女性委員会 副委員長	松村 京子	市民生活
18	丹波篠山市地球温暖化防止活動推進連絡会 代表理事	湊 友加	温暖化・エネルギー
19	丹波篠山市自治会長会 理事	倉 康隆	市民代表
20	公募市民	横関 進	市民代表

◎:環境審議会会長 ○:環境審議会副会長

4 諮問

丹篠農環第 74 号
令和6年7月30日

丹波篠山市環境審議会
会長 丹羽 英之 様

丹波篠山市長 酒井 隆明

第3次丹波篠山市環境基本計画の策定について（諮問）

本市では、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和2年5月に「第2次丹波篠山市環境基本計画」を策定し、基本理念である「環境を『守る』、まちづくりに『活かす』」の実現に向けて、環境施策を推進してきました。

策定から6年が経過する令和7年度には、この計画期間が終了することから、環境の保全と創造に関する目的を達成するための具体的施策その他重要事項について定めるため、第3次丹波篠山市環境基本計画を策定したいので、丹波篠山市環境基本条例第17条第2項の規定により諮問します。

5 答申

答 申 第 1 号
令和7年11月7日

丹波篠山市長 酒 井 隆 明 様

丹波篠山市環境審議会
会 長 丹 羽 英 之

第3次丹波篠山市環境基本計画(案)について (答申)

令和6年7月30日付け、丹篠農環第74号で諮問のあった標記のことについて、当審議会において、環境問題を取り巻く社会情勢や本市の環境課題などについて審議を行い、別冊の「第3次丹波篠山市環境基本計画(案)」に取りまとめましたので、ここに答申します。

6 第2次計画「重点分野別」の達成度評価

【評価対象期間】 令和元年度～令和6年度

【達成度】 ◎：概ね達成、○：一部達成、△：未達成

成果指標1-1) 生きものが好きな子どもの割合		担当課：農村環境課																				
定義	「自然との関わりに関するアンケート調査」において、生きものが「好き」または「どちらかという好き」と回答した小学6年生の割合																					
進捗状況	基準年：平成30年度	令和6年度の実績	令和7年度の目標																			
	69.2 %	77.1 %	80.0 %																			
単位：％ <table border="1"> <caption>生きものが好きな子どもの割合の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H30</td><td>69.2</td></tr> <tr><td>R1</td><td>68.8</td></tr> <tr><td>R2</td><td>72.3</td></tr> <tr><td>R3</td><td>71.9</td></tr> <tr><td>R4</td><td>77.5</td></tr> <tr><td>R5</td><td>77.8</td></tr> <tr><td>R6</td><td>77.1</td></tr> <tr><td>R7</td><td>80.0</td></tr> </tbody> </table>					年度	割合 (%)	H30	69.2	R1	68.8	R2	72.3	R3	71.9	R4	77.5	R5	77.8	R6	77.1	R7	80.0
年度	割合 (%)																					
H30	69.2																					
R1	68.8																					
R2	72.3																					
R3	71.9																					
R4	77.5																					
R5	77.8																					
R6	77.1																					
R7	80.0																					
評価	◎																					

成果指標1-2) 自然の中で遊んだことのある子どもの割合		担当課：農村環境課																		
定義	「自然との関わりに関するアンケート調査」において、市内の自然で遊んだことが「ある」と回答した小学6年生の割合																			
進捗状況	基準年：平成30年度	令和6年度の実績	令和7年度の目標																	
	数値なし	89.0 %	100.0 %																	
単位：％ <table border="1"> <caption>自然の中で遊んだことのある子どもの割合の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H30</td><td>81.2</td></tr> <tr><td>R1</td><td>97.0</td></tr> <tr><td>R2</td><td>95.1</td></tr> <tr><td>R3</td><td>95.4</td></tr> <tr><td>R4</td><td>94.9</td></tr> <tr><td>R5</td><td>89.0</td></tr> <tr><td>R7</td><td>100</td></tr> </tbody> </table>					年度	割合 (%)	H30	81.2	R1	97.0	R2	95.1	R3	95.4	R4	94.9	R5	89.0	R7	100
年度	割合 (%)																			
H30	81.2																			
R1	97.0																			
R2	95.1																			
R3	95.4																			
R4	94.9																			
R5	89.0																			
R7	100																			
評価	◎																			

成果指標 1-3) 環境保全活動を実施する市民プラザ登録団体数 担当課：地域振興課

定義	丹波篠山市民プラザに登録された団体のうち、環境保全を図る活動を実施する団体数																				
進捗状況	基準年：平成30年度	令和6年度の実績	令和7年度の目標																		
	14 団体	15 団体	20 団体																		
<p>単位：団体</p> <table border="1"> <caption>環境保全活動を実施する市民プラザ登録団体数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>団体数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H30</td><td>14</td></tr> <tr><td>R1</td><td>13</td></tr> <tr><td>R2</td><td>12</td></tr> <tr><td>R3</td><td>12</td></tr> <tr><td>R4</td><td>11</td></tr> <tr><td>R5</td><td>16</td></tr> <tr><td>R6</td><td>15</td></tr> <tr><td>R7</td><td>20</td></tr> </tbody> </table>				年度	団体数	H30	14	R1	13	R2	12	R3	12	R4	11	R5	16	R6	15	R7	20
年度	団体数																				
H30	14																				
R1	13																				
R2	12																				
R3	12																				
R4	11																				
R5	16																				
R6	15																				
R7	20																				
評価	○																				

成果指標 2-1) 環境保全活動の実施主体数 担当課：農村環境課

定義	「生物多様性促進活動補助金」を活用して環境保全活動を実施する市民・団体等の数																				
進捗状況	基準年：平成30年度	令和6年度の実績	令和7年度の目標																		
	年間20件	33件	年間30件																		
<p>単位：件</p> <table border="1"> <caption>環境保全活動の実施主体数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H30</td><td>20</td></tr> <tr><td>R1</td><td>20</td></tr> <tr><td>R2</td><td>24</td></tr> <tr><td>R3</td><td>22</td></tr> <tr><td>R4</td><td>28</td></tr> <tr><td>R5</td><td>26</td></tr> <tr><td>R6</td><td>33</td></tr> <tr><td>R7</td><td>30</td></tr> </tbody> </table>				年度	件数	H30	20	R1	20	R2	24	R3	22	R4	28	R5	26	R6	33	R7	30
年度	件数																				
H30	20																				
R1	20																				
R2	24																				
R3	22																				
R4	28																				
R5	26																				
R6	33																				
R7	30																				
評価	◎																				

成果指標 2-2) ふるさとの川再生事業の実施箇所数

担当課：地域整備課

定義	治水水面・利水面・親水面に配慮し、生態系や自然環境の再生を図る市の河川事業の実施箇所数																				
進捗状況	基準年：平成30年度	令和6年度の実績	令和7年度の目標																		
	年間 2 箇所	累計 16箇所	累計 18 箇所																		
<p>単位：箇所数</p> <table border="1"> <caption>川再生事業の実施箇所数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H30</td><td>2</td></tr> <tr><td>R1</td><td>3</td></tr> <tr><td>R2</td><td>5</td></tr> <tr><td>R3</td><td>6</td></tr> <tr><td>R4</td><td>9</td></tr> <tr><td>R5</td><td>13</td></tr> <tr><td>R6</td><td>16</td></tr> <tr><td>R7</td><td>18</td></tr> </tbody> </table>				年度	箇所数	H30	2	R1	3	R2	5	R3	6	R4	9	R5	13	R6	16	R7	18
年度	箇所数																				
H30	2																				
R1	3																				
R2	5																				
R3	6																				
R4	9																				
R5	13																				
R6	16																				
R7	18																				
評価	◎																				

成果指標 2-3) 広葉樹林化面積

担当課：森づくり課

定義	「広葉樹林化促進のための人工林皆伐モデル事業補助金」を活用し、人工林皆伐など広葉樹林化の取り組みが実施された山林の面積																				
進捗状況	基準年：平成30年度	令和6年度の実績	令和7年度の目標																		
	年間 10.0 ha	累計 38.6 ha	累計 60.0 ha																		
<p>単位：ha</p> <table border="1"> <caption>広葉樹林化面積</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H30</td><td>10.0</td></tr> <tr><td>R1</td><td>15.5</td></tr> <tr><td>R2</td><td>19.9</td></tr> <tr><td>R3</td><td>25.9</td></tr> <tr><td>R4</td><td>30.0</td></tr> <tr><td>R5</td><td>33.0</td></tr> <tr><td>R6</td><td>38.6</td></tr> <tr><td>R7</td><td>60.0</td></tr> </tbody> </table>				年度	面積 (ha)	H30	10.0	R1	15.5	R2	19.9	R3	25.9	R4	30.0	R5	33.0	R6	38.6	R7	60.0
年度	面積 (ha)																				
H30	10.0																				
R1	15.5																				
R2	19.9																				
R3	25.9																				
R4	30.0																				
R5	33.0																				
R6	38.6																				
R7	60.0																				
評価	○																				

成果指標3-1) 多面的機能支払交付金による活動に取り組む集落数

担当課：農都整備課

定義	多面的機能支払交付金を活用して農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための共同活動に取り組む集落数		
進捗状況	基準年：平成30年度 199 集落	令和6年度の実績値 201 集落	令和7年度の目標値 203 集落

単位：集落

評価	◎		
-----------	---	--	--

成果指標3-2) 化学肥料・農薬の低減技術を導入した水稲栽培面積

担当課：農都政策課

定義	化学肥料や農薬の使用を低減した技術により栽培された水稲の割合		
進捗状況	基準年：平成30年度 数値なし	令和6年度の実績値 25.6 %	令和7年度の目標値 作付面積の50%以上

単位：%

<集計方法を変更>
 R2まで
 生きもの48米モニターなどの水稲栽培面積割合
 R3
 米づくりアンケート内で「農都のめぐみ米」の要件に取組んでいると回答した農家の水稲栽培面積割合
 R4から
 農都のめぐみ米補助金交付対象者の栽培面積割合

評価	○		
-----------	---	--	--

成果指標3-3) 森林整備面積(間伐)

担当課: 森づくり課

定義	「丹波篠山市ふるさとの森づくり構想」に基づき間伐した面積		
進捗	基準年: 平成30年度	令和6年度の実績値	令和7年度の目標値
状況	年間257 ha	年間193 ha	年間325 ha

単位: ha

評価	○		
----	---	--	--

成果指標3-4) 里山スクール修了者数

担当課: 森づくり課

定義	里山スクールにより、基礎的な森林整備作業を安全かつ的確に実施できる技術を習得した人数		
進捗	基準年: 平成30年度	令和6年度の実績値	令和7年度の目標値
状況	累計115人	累計207人	累計255人

単位: 人(累計)

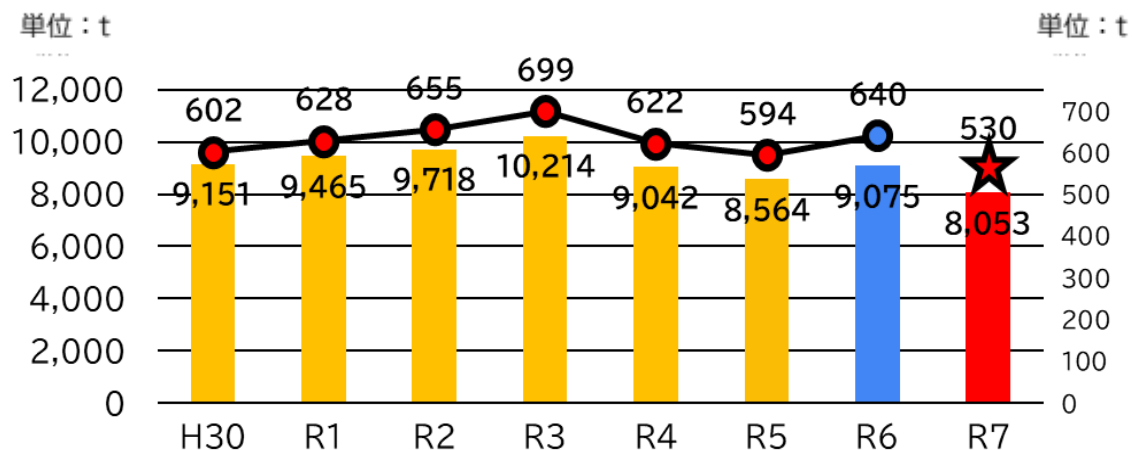
評価	◎		
----	---	--	--

成果指標4-1、2) 家庭系ごみ発生量 年間総量/一人一日あたり

担当課：清掃センター

家庭から排出されるごみの総量/一人一日あたりのごみ排出量

基準年：平成30年度	令和6年度の実績値	令和7年度の目標値
9,151 t / 602 g	9,075 t / 640 g	8,053 t / 530 g



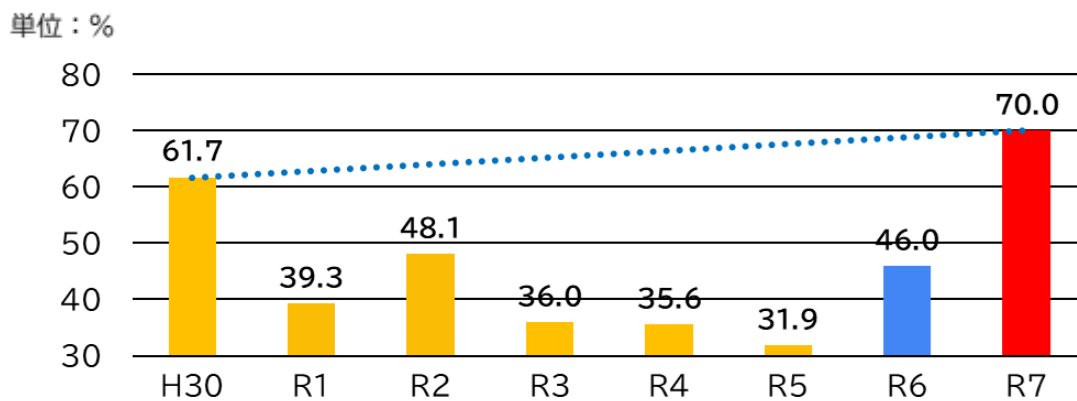
評価



成果指標4-3) プラスチックごみ (プラ容器包装・ペットボトル) の資源化率

担当課：清掃センター

定義	清掃センターに持ち込まれるプラスチックごみ (プラ容器包装・ペットボトル) のうち、資源化された割合		
進捗状況	基準年：平成30年度	令和6年度の実績値	令和7年度の目標値
	61.7 %	46.0 %	70.0 %



評価



成果指標4-4) 水洗化率

担当課：下水道課

定義	市内全人口に占める下水道や合併処理浄化槽に接続している家屋に居住する人口の割合		
進捗状況	基準年：平成30年度	令和6年度の実績値	令和7年度の目標値
	95.20 %	96.20 %	96.16 %

単位：%

年度	水洗化率 (%)
H30	95.20
R1	95.30
R2	95.40
R3	95.76
R4	95.80
R5	96.07
R6	96.20
R7	96.16

評価	◎		
----	---	--	--

成果指標5-1) 太陽光発電設備設置件数(50kW未満)

担当課：農村環境課

定義	市内の建築物に設置される太陽光発電設備(50kW未満)の件数		
進捗状況	基準年：平成30年度	令和6年度の実績値	令和7年度の目標値
	累計1,703件	累計2,110件	累計2,180件

単位：件

年度	設置件数 (件)
H30	1,703
R1	1,780
R2	1,838
R3	1,900
R4	1,979
R5	2,050
R6	2,110
R7	2,180

評価	◎		
----	---	--	--

成果指標5-2) 市役所関連施設の温室効果ガス排出量

担当課：農村環境課

定義	市役所関連施設から排出される二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの量		
進捗状況	基準年：平成29年度	令和5年度の実績値	令和6年度の目標値
	21,327 t-CO ₂	18,066 t-CO ₂ (15.3%削減)	19,194 t-CO ₂ (10%削減)

単位：t-CO₂

評価	◎		
----	---	--	--

成果指標5-3) 電気自動車の導入台数

担当課：農村環境課

定義	市民・事業者等が導入する電気自動車の台数（補助金交付実績）		
進捗状況	基準年：平成30年度	令和6年度の実績値	令和7年度の目標値
	年間 13 台	13 台	年間15 台

単位：台

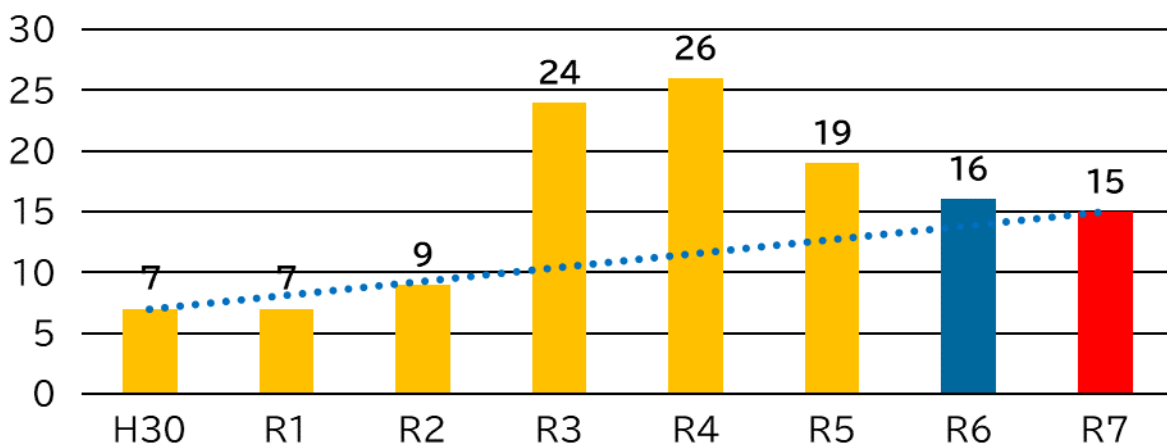
評価	◎		
----	---	--	--

成果指標5-4) 薪ストーブ・ペレットストーブの導入台数

担当課：農村環境課

定義	市民・事業者が導入する薪ストーブ・ペレットストーブの台数（補助金交付実績）		
進捗状況	基準年：平成30年度	令和6年度の実績値	令和7年度の目標値
	年間 7 台	16台	年間15 台

単位：台



評価

◎

7 丹波篠山市環境基本条例

(平成 22 年 3 月 26 日条例第 9 号)

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 6 条)

第 2 章 基本方針 (第 7 条—第 14 条)

第 3 章 環境基本計画 (第 15 条・第 16 条)

第 4 章 環境審議会 (第 17 条)

附則

私たちのまち丹波篠山は、多紀連山など山々に囲まれた美しく自然豊かな地域にあり、清らかな水や肥沃な大地、澄んだ空気に恵まれています。そこにはさまざまな歴史や文化が生まれ、それらは先人の努力で大切に守られ引き継がれてきました。この地で育まれた黒豆、山の芋、栗、松茸など多くの農産物は、丹波篠山のブランドとして全国に誇れる特産品となっています。

丹波篠山に天から落ちた一滴一滴の雨粒は、豊かな森をつくり、川となって田畑をうるおします。小川にはホタルが飛び交い、メダカが泳ぎ、子どもたちの遊ぶ姿がみられます。やがて、小川は集まり川となって、加古川、武庫川、由良川へと流れ出ます。下流に数百万人もの人々が生活する三つの河川、その「源流のまち丹波篠山」に住む私たちは、環境の大切さを認識し日々の営みを続けていかなければなりません。

近年、経済成長などに伴う社会環境の変化により、地球規模では温暖化や酸性雨、オゾン層の破壊など深刻な環境課題が起きています。また、丹波篠山市においては、森と里山の再生、ゴミの減量とリサイクル、生活環境の改善、環境意識の向上などさまざまな課題を抱えています。

私たちはこの丹波篠山で、命を育む豊かな森、清らかな水、澄んだ空気を大切に守り、身近な環境課題を克服するなど環境の保全に真摯に取り組むとともに、丹波篠山にふさわしい優れた環境を創造し、それを確実に次世代に引き継いでいくため、この条例を定めます。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全と創造について基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本的な施策を策定することにより、市民が現在及び将来世代にわたり、健康で文化的な生活を営むことのできる快適な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上支障のあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、次に掲げる基本理念により行われなければならない。

(1) 豊かな森や里山、清らかな水、澄んだ空気に抱かれた丹波篠山の自然環境を大切に守り、次世代に引き継ぐこと。

(2) 市民一人一人が環境を守ることの大切さを学び、より良き環境を創造する意識を向上させ、丹波篠山から地球規模の環境保全につなげていくこと。

(3) 里山、水辺、田園などが一体となった丹波篠山の優れた農業環境を守り、自然環境にも配慮した丹波篠山にふさわしい農業を推進していくこと。

(4) すべての市民が環境への負荷を低減する努力を続け、誰もが住みよい、住みたいまち丹波篠山にすること。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全と創造のため、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、すべての施策を実施するに当たって、この条例により、市民の快適な環境が確保されるよう努めるものとする。

3 市は、市民の自主的な活動への取組を支援するとともに、自ら率先して各種施策を推進する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の排出抑制及び再生利用を図るとともに、生活上の公害発生を防止するなど環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 市民は、環境の保全と創造に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する施策に参画し、及び協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、公害を発生させないため、自らの責任において適切な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用を図り、廃棄物の排出抑制及び再生利用を図るなど環境への負荷の低減に努めるものとする。

3 事業者は、環境の保全と創造に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する施策に参画し、及び協力するものとする。

第2章 基本方針

(豊かな自然環境の保全)

第7条 市、市民及び事業者は、豊かな自然環境を保全するとともに、適切な生物多様性の保持に努めるものとする。

（環境教育等の推進）

第8条 市は、市民及び事業者が学校、家庭及び地域において、環境への理解を深め、環境に配慮した生活及び事業活動を推進できるよう、環境に関する教育及び学習の推進、情報の提供等必要な措置を講ずるものとする。

（環境に配慮した農業の推進）

第9条 市、市民及び事業者は、環境保全型農業を推進し、環境への負荷の低減に配慮した農業生産活動に努めるものとする。

（地球温暖化防止対策）

第10条 市、市民及び事業者は、地球温暖化の防止に資するため、二酸化炭素その他温室効果ガスの排出の抑制に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者の二酸化炭素その他温室効果ガス排出の抑制に関する活動を促進するため、必要な情報の提供をするよう努めるものとする。

（環境状況の報告）

第11条 市長は、市の環境の現状及び施策の実施状況について、年次報告書を作成し、これを公表するとともに、環境審議会の意見を聴くものとする。

（必要な措置）

第12条 市長は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市民及び事業者は、市長に対し、環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

（調査研究等の充実）

第13条 市、市民及び事業者は、環境の保全と創造に関する施策を適正かつ効果的に推進するため、必要な調査研究を行い、その成果の普及啓発に努めるものとする。

（国及び他の地方公共団体との連携）

第14条 市は、広域的な取組を必要とする環境施策について、国及び他の地方公共団体と連携し、その推進に努めるものとする。

第3章 環境基本計画

（環境基本計画の策定）

第15条 市長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、丹波篠山市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、環境の保全と創造に関する目的を達成するための具体的施策その他重要事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性)

第16条 市長は、環境の保全と創造に影響を及ぼすことが予測される施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境への負荷が低減されるよう十分配慮するとともに、環境基本計画との整合性を図るよう調整するものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第17条 市は、環境の保全と創造に関する事項を調査審議するため、丹波篠山市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 環境の保全と創造に関し必要な事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 審議会は、20人以内の委員をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募市民
- (3) その他市長が必要と認める者

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。



第14回丹波篠山景観写真コンクール 創造農村まちづくり賞「夕日が沈む」 志儀 正己さんの作品

第3次丹波篠山市環境基本計画
美しい農村を未来へつなぐために
環境を「守る」、まちづくりに「活かす」

令和8（2026）年3月発行

編集 丹波篠山市環境みらい部農村環境課

〒669-2397 丹波篠山市北新町41

電話：079-552-1111（代表）

メール：kankyo_div@city.sasayama.hyogo.jp